

|    |                        |                                       |
|----|------------------------|---------------------------------------|
| 章  | 1 道路交通の安全              | 大阪府教育庁<br>大阪府警察本部<br>大 阪 府<br>大阪市・堺 市 |
| 節  | 1 交通安全思想の普及徹底          |                                       |
| 項目 | (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 |                                       |

【方針・重点等】

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上を図ることはもとより、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できるよき社会人を育成する上で重要な意義を有している。

交通安全意識を向上させ、交通マナーを身に付けるためには、人間の成長過程に合わせ、生涯にわたる学習を促進し、府民一人ひとりが交通安全の確保を自らの課題として捉えるよう意識の改革を促すことが重要である。

そこで、幼児から成人に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行う必要がある。

具体的には、高齢社会が進展する中で、高齢者の交通事故防止については、高齢者自身の交通安全意識の向上を図ることはもとより、他の世代に対しても高齢者の特性を知り、高齢者に配慮する意識を高めるための啓発活動を行う。

さらに、自転車を使用することが多い児童、生徒等に対しては、自転車の安全利用に関する指導を強化するなど、交通安全教育指針等を活用した交通安全教育の推進に努める。

また、交通安全教育・普及啓発活動を行うに当たっては、参加・体験・実践型の教育方法（自転車シミュレータを活用した交通安全教室など）を積極的に取り入れ、近年、交通安全において問題となっている“運転中のながらスマホ”及び“歩きスマホ”の危険性を認識させることや、改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用が努力義務化されたこと、令和6年11月1日から自転車運転中の携帯電話使用等に対する罰則が強化され、酒気帯び運転等に対する罰則が新たに整備されたこと等を踏まえ、全ての年齢層に対し、府、市町村、警察、学校、関係民間団体等と互いに連携をとりながら、交通事故死及び重傷化事故を防止するべく積極的な交通安全教育の推進に努める。

|    |                        |                                       |
|----|------------------------|---------------------------------------|
| 章  | 1 道路交通の安全              | 大阪府教育庁<br>大阪府警察本部<br>大 阪 府<br>大阪市・堺 市 |
| 節  | 1 交通安全思想の普及徹底          |                                       |
| 項目 | (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 |                                       |
| 細目 | ア 幼児に対する交通安全教育の推進      |                                       |

#### 【方針・重点等】

- 1 幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目的とする。
- 2 幼稚園、保育所及び認定こども園等においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面を捉えて、紙芝居や視聴覚教材等を活用した交通安全教育を計画的かつ継続的に行うとともに、教職員の指導力の向上及び教材・教具の整備を推進する。
- 3 家庭では、交通安全についての積極的な話し合い等が行われるよう広報啓発活動等を推進するとともに、地域の特性に応じた保護者ぐるみの交通安全教育を組織的かつ継続的に実施するため、交通ボランティアと連携した取組を引き続き推進していく。

#### 【事業計画の概要】

- 1 幼稚園、保育所及び認定こども園等における交通安全教育の推進  
教育委員会、幼稚園、保育所、認定こども園、市町村、警察署等が連携を密にして、年間計画を策定し、実技を中心とした具体的な指導内容、保護者と一体となった交通安全教育を推進する。  
加えて、保護者を対象として、幼児を自転車の幼児用座席に乗車させる際のヘルメット及びベルトの着用促進について、広報啓発を推進する。
- 2 教職員等による効果的な交通安全指導の推進  
市町村、警察署等は、子どもの交通事故データ、交通安全関係資料を積極的に提供するとともに、研修会を開催することにより、教職員等による交通安全指導がより効果的に実施されるよう協力する。
- 3 交通ボランティア等に対する助言  
幼児に交通ルールを習得させるためには、家庭や地域において基本的な交通ルールを遵守し、模範を示すことが大切であることから、府内各地域における、交通ボランティア等の活動に対して適切な助言・指導を行い、活動の活性化を図る。

|    |                        |                                       |
|----|------------------------|---------------------------------------|
| 章  | 1 道路交通の安全              | 大阪府教育庁<br>大阪府警察本部<br>大 阪 府<br>大阪市・堺 市 |
| 節  | 1 交通安全思想の普及徹底          |                                       |
| 項目 | (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 |                                       |
| 細目 | イ 小学生に対する交通安全教育の推進     |                                       |

#### 【方針・重点等】

- 1 小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目的とする。
- 2 小学校における交通安全教育を計画的に実施し、効果的なものとするため、指導者用資料等を作成・配布するとともに、交通安全教育のあり方や実践に関する調査研究、教員等を対象とした研修会等を実施する。  
支援学校（☆）においては、児童の障がいの状態、発達段階、特性及び地域の実態等に応じて適切に指導する。  
（☆ 設置者ごとに学校の名称に違いがあり、本計画では大阪府教育委員会が設置した学校の名称を使用する。）

#### 【事業計画の概要】

- 1 実践的な交通安全教育の推進  
小学校においては、家庭及び関係機関・団体と連携・協力を図りながら、体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性について重点的に交通安全教育を実施するとともに、改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用が努力義務化されたこと、令和6年11月1日から自転車運転中における携帯電話使用等の罰則が強化されたこと等を踏まえ、地域の実情に即した交通安全教育の推進に努める。  
支援学校においては、自ら危険な場所や状況を予測・把握したり、必要な場合には、援助を求めたりすることができるよう、体育、生活、自立活動や総合的な学習の時間、並びに特別活動の学級活動及び学校行事を中心に、家庭等の協力も得ながら、児童の障がいの状況に即して適切に指導する。
- 2 教職員による効果的な交通安全教育の推進  
教育委員会等を通じ、定期的に交通安全教育教材を提供するとともに、研修会の開催等、学校と連携し、教職員による交通安全教育がより効果的に実施されるよう協力する。
- 3 その他  
私立学校に対しては、学校教育活動全体を通じ、交通安全教育の充実を図るよう引き続き要請する。

|    |                        |                                       |
|----|------------------------|---------------------------------------|
| 章  | 1 道路交通の安全              | 大阪府教育庁<br>大阪府警察本部<br>大 阪 府<br>大阪市・堺 市 |
| 節  | 1 交通安全思想の普及徹底          |                                       |
| 項目 | (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 |                                       |
| 細目 | ウ 中学生に対する交通安全教育の推進     |                                       |

〔方針・重点等〕

1 中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりではなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目的とする。

2 中学校における交通安全教育を計画的に実施し、効果的なものとするため、指導者用資料等を作成・配布するとともに、交通安全教育のあり方や実践に関する研修会等を実施する。  
支援学校においては、生徒の障がいの状態、発達段階、特性及び地域の実態等に応じて適切に指導する。

〔事業計画の概要〕

1 実践的な交通安全教育の推進  
中学校においては、家庭及び関係機関・団体と連携・協力を図りながら、保健体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校教育活動全体を通して、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、運転者の責任、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当等について参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、自転車利用時における乗車用ヘルメット着用の推進や、ながらスマホ等の危険性の高い運転行為の防止等も踏まえ、地域の実情に即した交通安全教育の推進に努める。  
支援学校においては、自ら危険な場所や状況を予測・把握したり、必要な場合には、援助を求めたりすることができるよう、保健体育、自立活動、総合的な学習の時間並びに特別活動の学級活動及び学校行事を中心に、家庭等の協力も得ながら、生徒の障がいの状況に即して、適切に指導する。

2 教職員による効果的な交通安全教育の推進  
教育委員会等を通じ、定期的に交通安全教育教材を提供するとともに、研修会の開催等、学校と連携し、教職員による交通安全教育がより効果的に実施されるよう協力する。

3 その他  
私立学校に対しては、学校教育活動全体を通じ、交通安全教育の充実を図るよう引き続き要請する。

|    |                        |                                   |
|----|------------------------|-----------------------------------|
| 章  | 1 道路交通の安全              | 大阪府教育庁<br>大阪府警察本部<br>大 阪 府<br>堺 市 |
| 節  | 1 交通安全思想の普及徹底          |                                   |
| 項目 | (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 |                                   |
| 細目 | エ 高校生に対する交通安全教育の推進     |                                   |

〔方針・重点等〕

- 1 高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に二輪車の運転者及び自転車利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し、他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができる健全な社会人を育成することを目的とする。
- 2 高等学校における交通安全教育を計画的に実施し、効果的なものとするため指導者用資料等を作成・配布するとともに、交通安全教育のあり方や実践に関する研修会等を実施する。支援学校においては、生徒の障がいの状態、発達段階、特性及び地域の実態等に応じて、適切に指導する。
- 3 府内の自転車事故による死傷者数は高校生が最多であること、改正道路交通法の施行により、今後、16歳以上の自転車利用者に対し交通反則通告制度が適用予定であることなど、高校生世代の自転車を取り巻く社会情勢が変化していることを踏まえ、生徒自らがヘルメットの着用を含む自転車の安全利用を「考え、学び、行動する」ことを目的とした「Safety Bicycle 推進校」プロジェクトを令和6年度に大阪府教育委員会と大阪府警察本部が共同で立ち上げた。その取組みを府内に広げることにより、高校生自身の安全に対する意識を高め、自ら交通ルールやマナーを遵守するよう育成に努める。

〔事業計画の概要〕

- 1 実践的な交通安全教育の推進
 

高等学校においては、家庭及び関係機関・団体と連携・協力を図りながら保健体育、総合的な探究の時間、特別活動などの学校教育活動全体を通じて、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を推進する。

また、自転車利用時における乗車用ヘルメット着用の推進や、ながらスマホ等の危険性の高い運転行為の防止や特定小型原動機付自転車の新たなルール等について、地域の実情に即した交通安全教育の推進に努める。

支援学校においては、自ら危険な場所や状況を予測・把握したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるよう、保健体育、自立活動、総合的な探究の時間、並びに特別活動の学級活動及び学校行事を中心に、家庭等の協力も得ながら、生徒の障がいの状況に即して適切に指導する。
- 2 教職員による効果的な交通安全教育の推進
 

教育委員会等を通じ、定期的に交通安全教育教材を提供するとともに、研修会の開催等、学校と連携し、教職員による交通安全教育がより効果的に実施されるよ

う協力する。

### 3 その他

私立学校に対しては、学校教育活動全体を通じ、交通安全教育の充実を図るよう引き続き要請する。

|    |                        |                             |
|----|------------------------|-----------------------------|
| 章  | 1 道路交通の安全              | 大阪府警察本部<br>大 阪 府<br>大阪市・堺 市 |
| 節  | 1 交通安全思想の普及徹底          |                             |
| 項目 | (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 |                             |
| 細目 | オ 成人に対する交通安全教育の推進      |                             |

〔方針・重点等〕

成人の交通社会への参加態様は様々であり、成人に対する交通安全教育が、大阪の交通モラルを形成する上で重要な部分を担っている。

このようなことから、全ての人が、いわば生涯教育の一環として交通安全に必要な技能と知識を深め、交通安全意識の高揚と安全行動の実践を習慣づけていくことにより、社会全体の交通安全水準のレベルアップを図っていくことが大切である。

〔事業計画の概要〕

1 地域・職場における交通安全講習会の開催

地域・職場における各種講習会や民間交通安全団体と連携して、歩行者及び自転車利用者に対する基本的なルール遵守の徹底、シートベルト（チャイルドシートを含む）及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底、著しい速度超過、信号無視及び飲酒運転等の重大事故に直結するおそれの高い悪質・危険な運転やめいわく駐車防止等を中心に自発的な安全行動を促す社会的責任の自覚を醸成するため、交通安全講習会を積極的に開催する。加えて、特定小型原動機付自転車の交通ルール周知に向けた広報啓発活動を推進するほか、自転車利用時の乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底をはじめとした基本的なルール遵守の徹底を図る。また、大学生・専門学校生に対しては、学生の自転車や二輪車・自動車の事故・利用等の実態に応じ、関係機関・団体等が連携し、交通安全教育の充実に努める。

2 地域における交通安全組織と地域のリーダーの育成・指導

- (1) 交通安全協会、交通ボランティア等の民間の交通安全団体の活動及び自動車製造・販売団体、自動車利用者団体等の交通安全のための活動に対して、積極的な指導協力を行い、それらの活動を通じて交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づけるとともに、交通安全意識の高揚を図る。
- (2) 青年、成人等を対象とした学級・講座等における交通安全教育の推進を図るため、公民館等の社会教育施設において諸活動を展開するとともに、PTA、婦人団体、青少年団、町内会等による実践活動を促進する。
- (3) 市町村、学校、交通安全協会等の交通安全活動団体における地域の交通安全リーダーの指導技能の向上を図るための研修会等を開催し、地域のリーダーとしての交通安全活動を支援・促進する。

|    |                        |                             |
|----|------------------------|-----------------------------|
| 章  | 1 道路交通の安全              | 大阪府警察本部<br>大 阪 府<br>大阪市・堺 市 |
| 節  | 1 交通安全思想の普及徹底          |                             |
| 項目 | (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 |                             |
| 細目 | カ 高齢者に対する交通安全教育の推進     |                             |

〔方針・重点等〕

高齢者に対する交通安全教育は、運転免許の有無等により、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響や運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させることを目的とする。

〔事業計画の概要〕

1 交通安全教室等の開催

- (1) 高齢者に対する交通安全指導者の養成、教材・教具等の開発など、指導体制の充実に努めるとともに、加齢に伴う身体機能の変化を自覚させ、その能力に応じた行動がとれるように、参加・体験・実践型の交通安全教育の積極的な推進に努める。

また、関係団体、医療機関・福祉施設関係者等と連携して高齢者の交通安全教室等を開催するとともに、各種催し等の多様な機会を活用した交通安全教育及び広報啓発活動を推進するほか、自転車利用時の乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底をはじめとした基本的なルール遵守の徹底を図る。

- (2) 高齢運転者に対しては、安全な運転に必要な技能・知識を再確認させるため、関係機関・団体、自動車教習所等と連携して、通行の態様に応じた参加・体験・実践型の講習会の実施に努める。

また、運転に不安を感じる高齢運転者に対しては、ドライブレコーダーを活用した安全運転指導により、自己の運転特性を把握させるとともに、交通安全意識の向上を図る。

2 家庭訪問指導

- (1) 運転免許を持たないなど、交通安全教育を受ける機会のなかった高齢者を中心に、家庭訪問による個別指導により、高齢者の事故実態に応じた具体的な指導を行う。
- (2) 社会福祉活動として、高齢者宅の訪問活動をしている民生委員等に対し、高齢者の交通事故防止に向けたワンポイントアドバイス等の交通安全指導を促進する。

3 交通安全部会の設置及び高齢者交通安全リーダーの養成

高齢者同士の相互啓発等により交通安全意識の高揚を図るため、老人クラブや老人ホーム等における交通安全部会の設置、高齢者交通安全指導者の養成等を促進し、関係団体と連携した自主的な活動が展開されるよう指導・援助を行う。

4 「高齢者交通事故ゼロの日」を中心とした交通安全教育の推進

高齢者の安全意識の高揚と安全行動の実践を働きかけるため、「高齢者交通事故ゼロの日」を中心とした交通安全教育を推進する。

5 地域交通安全活動推進委員による交通安全教育の推進

地域における交通安全活動のリーダー的役割を果たしている地域交通安全活動推進委員に対する指導・支援を強化し、地域に根づいた効果的な交通安全教育を推進する。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                        |                             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|-----------------------------|
| 章                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 1 道路交通の安全              | 大阪府警察本部<br>大 阪 府<br>大阪市・堺 市 |
| 節                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 1 交通安全思想の普及徹底          |                             |
| 項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 |                             |
| 細目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | キ 障がい者に対する交通安全教育の推進    |                             |
| <p>〔方針・重点等〕</p> <p>障がい者に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、地域における福祉活動の場を利用するなどして、障がいの状態や程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を推進する。</p> <p>〔事業計画の概要〕</p> <p>1 障がい者に応じた交通安全教育の推進<br/>障がい者に対しては、必要に応じて、手話通訳人の配置、字幕入りビデオの活用等に努めるとともに、身近な場所における教育機会の提供、効果的な教材の開発等に努める。</p> <p>2 聴覚障がい者に対する広報啓発の推進<br/>聴覚障がい者の保護に関する規定に基づき、普通自動車を運転する場合、当該自動車に聴覚障がい者標識を表示しなければならない旨の広報啓発及び他の自動車の運転者等に配慮を求める広報啓発活動を推進する。</p> |                        |                             |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                        |       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|-------|
| 章                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 1 道路交通の安全              | 大 阪 府 |
| 節                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 1 交通安全思想の普及徹底          |       |
| 項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 |       |
| 細目                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | ク 外国人に対する交通安全教育の推進     |       |
| <p>〔方針・重点等〕</p> <p>交通安全に関する情報を含め、府内在住の外国人が、安全な生活を送ることができるよう、多言語での情報提供等を行う。</p> <p>〔事業計画の概要〕</p> <p>府内在住外国人に対する多言語での情報提供</p> <p>交通安全に関する情報を含め、府内在住の外国人が安全な生活をおくることができるよう、外国人のための生活ガイド「大阪生活必携」に交通ルールや自動車免許・運転ルール等に関する情報を盛り込み、多言語で提供する。</p> <p>言語：日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語、ネパール語</p> |                        |       |

|    |                       |       |
|----|-----------------------|-------|
| 章  | 1 道路交通事故の安全           | 全 機 関 |
| 節  | 1 交通安全思想の普及徹底         |       |
| 項目 | (2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 |       |
| 細目 | ア 交通安全運動の推進           |       |

〔方針・重点等〕

府民一人ひとりに交通安全思想の普及徹底を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づけるための府民運動を展開する。

〔事業計画の概要〕

1 「交通マナーを高めよう！」府民運動の展開

大阪府交通対策協議会では、「交通マナーを高めよう！」を合言葉に、関係機関・団体が緊密に連携し、総力を挙げて府民運動を展開する。

(1) 運動の重点

- ア 交通死亡事故の防止
- イ めいわく駐車・放置自転車の追放
- ウ 公共交通の利用促進

(2) 府内一斉交通安全指導日

- ア ミニバイク・自動二輪車・自転車の安全指導日 毎月8日
  - イ 近畿交通安全デー・交通安全家庭の日 毎月15日
  - ウ 高齢者交通事故ゼロの日 毎月15日
  - エ シートベルト着用徹底の日 毎月15日
  - オ ノーマイカーデー（めいわく駐車・放置自転車追放デー）毎月20日
- ※ただし日曜日及び祝日の場合は翌平日（平日には土曜日を含む）

(3) 全国統一行事

- ア 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日、9月30日
- イ バイクの日 8月19日

(4) 主要行事計画

- ア 春の全国交通安全運動 4月6日～4月15日
- イ 夏の交通事故防止運動 7月1日～7月31日
- ウ 秋の全国交通安全運動 9月21日～9月30日
- エ 踏切事故防止キャンペーン 11月1日～11月10日
- オ 自転車マナーアップ強化月間 11月1日～11月30日  
（駅前放置自転車クリーンキャンペーン）
- カ 年末の交通事故防止運動 12月1日～12月31日

2 家庭、地域、職域における自主的な交通安全実践活動の推進

- (1) 各種交通安全運動の機会等をとらえて、「我が家の交通安全目標」の設定を促進し、「交通安全は家庭から」の普及浸透を図る。
- (2) 地域における各種住民組織との連携、交通安全リーダーの養成などにより地域住民の交通安全意識の高揚につながるような交通安全大会、交通安全パトロール等の交通安全行事を地域ぐるみで展開する。

- (3) 安全運転管理者組織に働きかけて、事業所単位によるシートベルトの正しい着用の推進等事業所ぐるみによる自主的な交通安全実践活動を促進し、安全運転管理の強化を図る。

3 表彰制度の効果的な運用による交通安全意識の高揚

交通安全思想の普及啓発活動等に功績のあった個人、団体、事業所のほか、安全運転に努め、運転者の模範となった自動車運転者等に対する表彰制度を効果的に運用し、交通安全についての認識を深めさせるとともに、交通安全活動の実践と参加を促進する。

- (1) 優良自動車運転者表彰（大阪府警察本部：令和6年度）

384人

- (2) 交通安全功労者表彰（大阪府交通対策協議会：令和6年度）

0人

|    |                       |       |
|----|-----------------------|-------|
| 章  | 1 道路交通の安全             | 全 機 関 |
| 節  | 1 交通安全思想の普及徹底         |       |
| 項目 | (2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 |       |
| 細目 | イ 横断歩行者の安全確保          |       |

〔方針・重点等〕

信号機のない横断歩道での死亡事故では、自動車の横断歩道手前での減速が不十分なものが多いため、交通安全教育及び交通指導取締り等を推進する。

〔事業計画の概要〕

横断歩道ハンドサイン運動の推進

主として、信号機が設置されていない横断歩道上における歩行者の安全確保を目的として、3 E（交通安全教育・広報啓発活動、交通指導取締り、道路交通環境の整備）の原則に基づく総合的な対策を、府民運動として推進する。

1 交通安全教育・広報啓発活動

(1) 車両の運転者に対し、横断歩道における歩行者優先の徹底を図るとともに、前方に横断歩道があることを示す指示標示（いわゆるダイヤモンド）について周知を図る。

(2) 歩行者の横断時におけるハンドサイン（横断歩道手前において、歩行者が横断する意思を明確にするため、車両等の運転者に対し、手で合図を送ることをいう。）の広報啓発活動を推進する。

(3) 道路を横断する際は、安全を確認してから横断を始める等、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育を推進する。

2 交通指導取締り

横断歩道における歩行者の優先を徹底するため、信号機設置の有無にかかわらず、横断歩行者等妨害等の取締りを実施する。

3 道路交通環境の整備

交通事故の発生状況や住民からの要望等を踏まえ、横断歩道における法定外表示及び法定外看板の設置を推進する。

|    |                       |       |
|----|-----------------------|-------|
| 章  | 1 道路交通の安全             | 全 機 関 |
| 節  | 1 交通安全思想の普及徹底         |       |
| 項目 | (2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 |       |
| 細目 | ウ 自転車の安全利用の推進         |       |

〔方針・重点等〕

平成28年4月に「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を施行し、自転車に係る交通安全を確保し、かつ、自転車を適正に利用することを促進するための必要事項を定めた。

これらを受けて、自転車の交通に係る事故の防止及び被害者保護を図るため、府民に対して関係機関・団体等と連携しながら、交通ルールの遵守・マナーの向上や交通安全教育の充実、自転車の安全利用、自転車保険の加入の促進を図るとともに、11月を「自転車マナーアップ強化月間」とし、自転車の安全利用の推進に向けた広報啓発活動を展開する。

〔事業計画の概要〕

1 自転車安全利用に関する意識啓発

自治体、道路管理者、警察、教育委員会（学校）、事業所など、それぞれの役割に応じた取組を強化する。

2 自転車指導啓発重点地域の設定及び見直し

現在、警察が自転車指導啓発重点地区・路線を設定し、集中的に街頭指導活動を実施しているところであるが、今後、地域の実情をよく知る市町村との連携を強化し、効果的な街頭指導、広報啓発及び見直しを実施する。

3 学生・若年層に対する交通安全教育

これまで、段階的かつ体系的な交通安全教育を推進しているところであるが、特に中高生を対象として、参加・体験・実践型の効果的な教育技法を活用した自転車安全教育の拡充を図るとともに、警察等が提供している交通安全教育資料を活用するなど、効果的かつ最新の情報に基づいた交通安全教育を実施する。

4 企業等における交通安全教育

自転車通勤や業務で自転車を使用している企業を中心に、事業主が、企業内において従業員に対し交通安全教育を実施するよう働きかけを行う。

また、自転車の安全利用に特に積極的に取り組んでいる企業等を警察が「自転車安全利用推進優良企業」と認定する制度を充実することで、企業単位での安全利用に努める社会的機運の更なる醸成を図る。

5 自転車配達員に対する交通安全教育

自転車を用いた配達業務中の交通事故を抑制するため、関連事業者等に対する交通安全対策の働きかけ、自転車配達員への街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等を推進する。

6 成人層・高齢者に対する交通安全教育及び安全利用情報の提供

成人層・高齢者に対して、行政機関の窓口業務、自治会等の集会等、あらゆる機

会を活用した自転車安全教育の実施や安全利用情報の提供を推進するとともに、提供情報の工夫、改善にも取り組む。

#### 7 乗車用ヘルメット着用の徹底

令和5年4月1日から全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用が努力義務となったことを受け、自転車事故及びヘルメットの着用率の実態やヘルメットの被害軽減効果について、交通安全教育、各種キャンペーン等あらゆる機会を通じて広報啓発活動を推進し、幼児、児童の保護者及び高齢者を含めた全ての自転車利用者に対し、自転車に乗車する際のヘルメット着用を促進していく。

#### 8 改正道路交通法を踏まえた交通ルールの遵守及び正しい交通マナーの意識向上

令和6年11月1日から、自転車運転中の携帯電話使用等の罰則が強化され、酒気帯び運転等の罰則が新たに整備されたことを踏まえ、改正道路交通法の周知を始め、基本的な交通ルールの遵守や交通マナーの向上について、あらゆる機会を捉えて周知徹底を図り、交通安全意識の向上を図っていく。

#### 9 自転車運転者講習制度の周知

平成27年6月に道路交通法が改正され、危険な違反行為を繰り返した自転車運転者に講習の受講を義務付ける制度が新設された。

受講命令に従わない違反者には5万円の罰金が科されることとなっており、引き続き本制度についての周知と適切な運用を行うことで、自転車運転者に対する安全意識の向上、交通ルールの周知徹底を図っていく。

#### 10 自転車安全教室実施状況（令和6年中）

| 区分 | 幼児    | 小学生     | 中学生    | 高校生    | 高齢者    | その他    | 合計      |
|----|-------|---------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 回数 | 26    | 994     | 175    | 104    | 836    | 700    | 2835    |
| 人数 | 2,859 | 101,075 | 41,239 | 40,227 | 25,988 | 48,263 | 259,651 |

#### 11 その他、令和6年度における取組

- ・自転車マナーアップ運動の実施
- ・自転車利用者の乗車用ヘルメットに関する着用率調査結果に基づいた広報啓発活動の実施
- ・シルバー人材センター等と協働した安全講習の実施
- ・自転車関連企業等と連携した広報啓発活動の実施
- ・ライフステージに応じた安全教育の充実化に向けた検討

|    |                       |       |
|----|-----------------------|-------|
| 章  | 1 道路交通の安全             | 全 機 関 |
| 節  | 1 交通安全思想の普及徹底         |       |
| 項目 | (2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 |       |
| 細目 | エ 特定小型原動機付自転車の安全利用の推進 |       |

〔方針・重点等〕

令和5年7月1日施行の改正道路交通法により、原動機付自転車のうち一定の要件に該当するものが「特定小型原動機付自転車」と規定され、自転車と通行空間を共有することから、特定小型原動機付自転車に関する交通ルールの周知と安全教育の推進を図る。

〔事業計画の概要〕

- 1 特定小型原動機付自転車に関する交通ルールの周知  
関係機関や関係事業者等と連携の上、交通の方法に関する教則を活用する等して、効果的な交通安全教育を実施するとともに、SNS等を活用して動画や情報の発信等の効果的な広報啓発を実施し、交通ルールの周知を図る。
- 2 特定小型原動機付自転車運転者講習制度の周知  
改正道路交通法の施行に伴い、危険な違反行為を繰り返した者に対して、特定小型原動機付自転車運転者講習制度が新設されたことから、本制度についての周知と適切な運用を行うことで、特定小型原動機付自転車の交通ルールに対する遵法意識の醸成を図る。
- 3 乗車用ヘルメット着用の徹底  
乗車用ヘルメットを着用した場合における被害軽減効果について、各種キャンペーン等を通じて広報啓発を推進し、運転する際のヘルメット着用の徹底を図る。
- 4 販売事業者等への資料提供  
特定小型原動機付自転車について、販売事業者及びシェアリング事業者が、それぞれ購入者及び利用者に対して特定小型原動機付自転車の安全な運転を確保するための教育を行うことができるように資料を提供するとともに必要な指導を行う。

|    |                                     |       |
|----|-------------------------------------|-------|
| 章  | 1 道路交通の安全                           | 全 機 関 |
| 節  | 1 交通安全思想の普及徹底                       |       |
| 項目 | (2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進               |       |
| 細目 | オ 後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底 |       |

〔方針・重点等〕

シートベルトの使用効果及び正しい着用方法について府民の理解を求め、後部座席を含めた着用の徹底を図るため、あらゆる機会・媒体を通じて、普及啓発活動を推進する。

〔事業計画の概要〕

1 街頭啓発活動・キャンペーンの実施

春・秋の全国交通安全運動をはじめとした各種の運動を通じて、後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用の徹底についてのキャンペーン、街頭指導等啓発活動を展開する。

2 使用効果等についての広報啓発の徹底

各種講習会や広報媒体を活用して、使用効果及び正しい着用方法についての広報啓発を徹底する。

3 関係機関・団体等への取組促進

関係機関・団体、企業等の責任者、安全運転管理者等に対する働きかけを強化し、事業所ぐるみによる取組を促進する。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                       |       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-------|
| 章                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 1 道路交通の安全             | 全 機 関 |
| 節                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 1 交通安全思想の普及徹底         |       |
| 項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | (2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 |       |
| 細目                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | カ チャイルドシートの正しい使用の徹底   |       |
| <p>〔方針・重点等〕</p> <p>幼稚園、保育所、認定こども園、病院等と連携し、保護者に対するチャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法についての広報啓発・指導を徹底する。</p> <p>〔事業計画の概要〕</p> <p>1 街頭啓発活動・キャンペーンの実施<br/>春・秋の全国交通安全運動をはじめとした各種の運動を通じて、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法についてのキャンペーン、街頭指導等啓発活動を展開する。</p> <p>2 使用効果等についての広報啓発の徹底<br/>各種講習会や広報媒体を活用して、使用効果及び正しい使用方法についての広報啓発を徹底する。</p> |                       |       |

|    |                       |       |
|----|-----------------------|-------|
| 章  | 1 道路交通の安全             | 全 機 関 |
| 節  | 1 交通安全思想の普及徹底         |       |
| 項目 | (2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 |       |
| 細目 | キ 反射材用品の普及促進          |       |

〔方針・重点等〕

反射材用品は、薄暮時や夜間における歩行者及び自転車利用者の交通事故防止に効果が期待できることから、高齢者を中心として、反射材用品の視認効果、使用方法等について参加・体験・実践型の交通安全教育等を実施するとともに、各種広報媒体を活用した広報啓発活動、普及に向けた取組を強化する。

〔事業計画の概要〕

1 街頭啓発活動・キャンペーンの実施

関係機関・団体等と連携して、街頭啓発活動やキャンペーンを実施する。  
特に、高齢者を中心に、再帰性反射機能（光が光源方向に反射する特性）を持つ素材が生地に織り込まれた「リフレクターウェア」の着用促進を図るなど、より効果的な普及に向けた取組を強化する。

2 参加・体験・実践型の交通安全教育の実施

関係機関・団体等と密接に連携し、反射材用品の視認効果、使用方法等について参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。

3 普及に向けた取組

関係機関・団体等と連携しながら、各種広報媒体を活用した広報啓発活動、普及に向けた取組を強化する。

|    |                                    |       |
|----|------------------------------------|-------|
| 章  | 1 道路交通の安全                          | 全 機 関 |
| 節  | 1 交通安全思想の普及徹底                      |       |
| 項目 | (2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進              |       |
| 細目 | ク 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び<br>広報啓発活動等の推進 |       |

〔方針・重点等〕

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発活動を引き続き推進するとともに、交通ボランティアや安全運転管理者、酒類製造販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携してハンドルキーパー運動の普及啓発に努めるなど、地域、職域等における飲酒運転根絶の取組を更に進め、「飲酒運転をしない、させない」という府民の規範意識の確立を図る。

〔事業計画の概要〕

1 規範意識確立に向けた交通安全教育の推進

関係機関・団体等と密接に連携し、飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育を推進する。

2 ハンドルキーパー運動の普及に向けた取組

各自治体において、ハンドルキーパー運動推進協議会を設立し、ハンドルキーパー運動の普及に努めるとともに、関係機関・団体等と連携しながら、各種広報媒体を活用した広報啓発活動を強化する。

|    |                       |       |
|----|-----------------------|-------|
| 章  | 1 道路交通の安全             | 全 機 関 |
| 節  | 1 交通安全思想の普及徹底         |       |
| 項目 | (2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 |       |
| 細目 | ケ 効果的な広報の推進           |       |

〔方針・重点等〕

1 家庭、学校、地域、職場等それぞれの場に応じた効果的な広報媒体を活用して、日常生活に密着した交通安全広報を推進し、交通安全に対する関心を高め、交通ルールの遵守と交通マナーの高揚を図る。

2 報道機関、民間団体等に対して、交通安全に関する資料・情報を適時適切に提供し、その効果的な活用に努めるとともに、自主的な広報活動を促進する。

3 各種交通安全運動の機会をとらえて、交通事故の実態、悲惨さ、重大性等安全意識の高揚につながる広報を展開するとともに、交通安全対策事業の必要性について広報活動を推進する。

〔事業計画の概要〕

1 交通事故実態を踏まえた交通安全広報の推進

(1) リーフレット・チラシ等各種啓発資料の作成・配布

(2) 広報紙・機関紙（誌）の活用

(3) 道路情報ラジオの活用及び街頭広報・スポット放送の展開

(4) ポスター・立看板・横断幕・懸垂幕等の掲出

(5) 新聞・ラジオ・回覧板等の家庭向け広報媒体の活用

(6) ホームページの活用

(7) YouTube・LINE・インスタグラム等のSNSの活用

2 報道機関・民間団体等の自主的な交通安全広報活動の促進  
交通事故実態を踏まえ、交通安全に関する資料・情報の提供を積極的に行う。

3 広報テーマの設定  
各種交通安全行事に対応した広報テーマを設定し、効果的な広報活動を展開する。

4 小学生を対象とした広報活動の実施（近畿地方整備局）  
地域の小学生を対象に、出前講座を実施し、交通安全に対する意識を高め、交通安全対策事業への意識高揚を図る。

5 地域における広報啓発活動等の実施  
地域安全センター（地域における防犯ボランティア活動の拠点）等を活用して、地域が一体となって、交通安全に関する広報啓発活動や交差点等での保護誘導活動を行う。（大阪府）  
※地域安全センター設置小学校区数（令和7年4月時点合計）：960小学校区

|    |                       |       |
|----|-----------------------|-------|
| 章  | 1 道路交通の安全             | 全 機 関 |
| 節  | 1 交通安全思想の普及徹底         |       |
| 項目 | (2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 |       |
| 細目 | コ その他の普及啓発活動の推進       |       |

〔方針・重点等〕

「交通事故・違反の抑止」「交通マナーの向上」「運転管理者による管理の意識付け」を目的として、大阪府無事故・無違反チャレンジコンテスト実行会の主催による無事故・無違反チャレンジコンテストを実施し、事業所等の参加を奨励する。

このほか、あらゆる機会を通じて、府民の交通安全意識の高揚と交通安全の自助努力の習慣化を働きかける。

〔事業計画の概要〕

1 大阪府無事故・無違反チャレンジコンテスト（大阪府無事故・無違反チャレンジコンテスト実行会主催）

(1) 交通事故・違反防止活動

事業所の運転者及び従業員を対象とした、交通事故・違反の防止並びに模範運転の実践活動を積極的に展開する。

(2) 交通安全意識の高揚活動

事業所が一体となった実践的な安全教育・広報活動等を実施し、併せて地域における交通安全大会等への参加活動を促進する。

(3) コンテスト参加車両の表示

参加運転者の使用車両にステッカーを表示させ、参加意識・模範運転の高揚等を図る。

○第19回(令和6年度) 無事故・無違反チャレンジコンテスト

| 主催団体                        | 参加事業所等 |        |
|-----------------------------|--------|--------|
|                             | 事業所数   | 人員     |
| 大阪府無事故・無違反<br>チャレンジコンテスト実行会 | 2,352  | 90,872 |

2 電動モビリティに関する交通ルールの周知徹底

特定小型原動機付自転車を始めとする電動モビリティに関する交通ルールについて、関係機関や販売店等と連携し、周知徹底に向けた広報啓発を推進する。

|                                                                                                  |                              |       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|-------|
| 章                                                                                                | 1 道路交通の安全                    | 大 阪 府 |
| 節                                                                                                | 1 交通安全思想の普及徹底                |       |
| 項目                                                                                               | (3) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等 |       |
| <p>〔方針・重点等〕</p> <p>交通安全協会等交通安全活動を目的とする民間団体については、積極的に指導・助言及び交通安全活動に必要な資料の提供を行い、その自主的な活動を促進する。</p> |                              |       |

|                                                                                                                                                                                                                   |                            |       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|-------|
| 章                                                                                                                                                                                                                 | 1 道路交通の安全                  | 全 機 関 |
| 節                                                                                                                                                                                                                 | 1 交通安全思想の普及徹底              |       |
| 項目                                                                                                                                                                                                                | (4) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進 |       |
| <p>〔方針・重点等〕</p> <p>交通の安全は、府民の安全意識により支えられており、交通安全に関する自らの意識改革を進めることが重要である。そこで、行政、民間団体、企業等と府民が連携を密にし、府民の参加・協働を積極的に進め、それぞれの地域における実情に即した身近な活動として、住民や道路利用者が主体的に「ヒヤリ地図」を作成するなど、安全で良好なコミュニティ形成を図り、地域に根ざした交通安全対策を推進する。</p> |                            |       |

|    |                           |         |
|----|---------------------------|---------|
| 章  | 1 道路交通の安全                 | 大阪府警察本部 |
| 節  | 2 安全運転の確保                 |         |
| 項目 | (1) 運転者教育等の充実             |         |
| 細目 | ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実 |         |

〔方針・重点等〕

1 指定自動車教習所における教習内容等の充実

- (1) 指定自動車教習所としての社会的責任を果たすため、交通事故の発生状況、道路環境等の交通状況を勘案しつつ、教習内容及び教習技法の充実を図るとともに、指導員等の資質の向上に努め、教習水準を高める。
- (2) 指定自動車教習所の教習水準に関する情報を府民へ提供するように努める。

2 取得時講習の効果的な推進

効果的な取得時講習が実施されるよう指導員等に対する教養を推進し、講習に対する指導・監督を行う。

(令和6年中)

| 対 象／区 分                    | 受 講 者 数 |
|----------------------------|---------|
| 副 管 理 者                    | 161     |
| 教 習 指 導 員<br>(みなし教習指導員を含む) | 627     |
| 技 能 検 定 員                  | 683     |
| 計                          | 1,471   |

|    |                  |         |
|----|------------------|---------|
| 章  | 1 道路交通の安全        | 大阪府警察本部 |
| 節  | 2 安全運転の確保        |         |
| 項目 | (1) 運転者教育等の充実    |         |
| 細目 | イ 運転者に対する再教育等の充実 |         |

〔方針・重点等〕

- 1 実効ある「更新時講習」を実施するため、講習に使用する視聴覚器材等の整備を進めるとともに、受講者の区分に沿ったきめ細やかな講習を実施するため講師に対する指導、教養を実施し、併せてタイムリーな情報提供を行うことにより、講習内容の充実を図る。
- 2 「高齢者講習」及び、一定の違反行為をした75歳以上の高齢運転者を対象とする「臨時高齢者講習」については、高齢者の交通事故の実態、高齢者支援制度等の紹介、高齢者の特性を踏まえた運転方法の講義等を行い、効果的な講習を実施する。
- 3 「違反者講習」については、実車等による指導内容や運転者の資質向上に資する社会参加活動内容の拡充を図るとともに、検査機器の診断結果に基づく個別指導を取り入れた参加・体験・実践型の講習を効果的に実施するため、講師に対する指導、教養を実施し、講習内容の充実を図る。
- 4 「停止処分者講習」については、性格と運転行動の関係、年齢的な心身の特性等の運転者心理に関する講習、また飲酒運転者に対しては、再犯防止の観点から飲酒疑似体験を取り入れた飲酒学級を実施する等、対象者に即した講習内容の充実に努める。
- 5 「取消処分者講習」については、運転適性検査機器による検査等を行い、運転者自身の検査結果をもとに自己の運転適性を理解させ、実効ある講習を実施するとともに、指定講習機関の指導員に対し、講習内容及び教育水準の向上を図るため指導教養に努める。  
なお、酒酔い運転又は酒気帯び運転を理由に取消処分を受けた者に対して、飲酒行動の改善や飲酒運転に対する規範意識の向上を目的とした「飲酒取消講習」を実施し、再発防止に努めている。
- 6 妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習については、運転適性検査により、受講者の運転適性を診断した上で、それぞれの特性に応じた個別的指導等を実施し、悪質・危険な運転特性の矯正を図る。
- 7 「初心運転者講習」については、初心運転者一人ひとりの安全運転意識を高め、運転に関する技能、知識等についての誤りを正し、将来に向かって事故、違反を繰り返すことのないように講習内容の充実を図る。
- 8 運転免許取得者教育等が効果的に行われるよう、教習所における各課程の認定の促進及び教育内容の充実を図り、地域の交通安全教育センターとしての機能の充実に努める。

- 9 「特定小型原動機付自転車運転者講習」については、特定小型原動機付自転車の運転に関し交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為(危険行為)を3年以内に2回以上行った者に対して公安委員会が講習の受講を命ずるもので、特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するため、受講者の行動特性に応じた教育内容とすること、受講者に学習シートや発表を行わせることなどにより、受講者自身に事故の要因や危険性、改善点等を考えさせること、受講者に自身の交通行動を気付かせた上で、その変容を促すことを観点に実施する。
- 10 「自転車運転者講習」については、自転車の運転に関し交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為(危険行為)を3年以内に2回以上行った者に対して公安委員会が講習の受講を命ずるもので、自転車の運転による交通の危険を防止するため、受講者の行動特性に応じた教育内容とすること、受講者に学習シートや発表を行わせることなどにより、受講者自身に事故の要因や危険性、改善点等を考えさせ、自転車の交通ルール遵守の必要性や受講者自らの運転行動を気付かせた上で、その変容を促すことを観点に実施する。

〔各種講習の実施状況等（令和6年中）〕

1 更新時講習実施状況

| 区 分        |         | 受講者数（人） |
|------------|---------|---------|
| 更新時<br>講 習 | 優良運転者講習 | 610,844 |
|            | 一般運転者講習 | 160,515 |
|            | 違反運転者講習 | 129,530 |
|            | 初回更新者講習 | 82,251  |
| 特定任意講習     |         | 255     |
| 計          |         | 983,395 |

2 高齢者講習実施状況

| 区 分     | 受講者数（人） |
|---------|---------|
| 高齢者講習   | 157,942 |
| 臨時高齢者講習 | 19      |
| 計       | 157,961 |

### 3 違反者講習実施状況

| 区 分   | 受講者数（人） |
|-------|---------|
| 社会参加型 | 2,421   |
| 実車型   | 3,266   |
| 計     | 5,687   |

### 4 停止処分者講習実施状況

| 区 分  | 受講者数（人） |
|------|---------|
| 短期講習 | 8,212   |
| 中期講習 | 1,645   |
| 長期講習 | 1,600   |
| 計    | 11,457  |

### 5 再取得（取消処分者）講習実施状況

| 区 分     | 受講者数（人） |
|---------|---------|
| 普通免許    | 1,377   |
| 二輪・原付免許 | 255     |
| 計       | 1,632   |

### 6 初心運転者講習実施状況

| 区 分   | 受講者数（人） |
|-------|---------|
| 準中型免許 | 27      |
| 普通免許  | 976     |
| 大型二輪  | 23      |
| 普通二輪  | 384     |
| 原 付   | 356     |
| 計     | 1,766   |

7 特定小型原動機付自転車講習実施状況

| 区 分                  | 受講者数（人） |
|----------------------|---------|
| 特定小型原動機付自転車<br>運転者講習 | 33      |

8 自転車運転者講習実施状況

| 区 分      | 受講者数（人） |
|----------|---------|
| 自転車運転者講習 | 132     |

9 運転免許取得者等教育認定状況

| 区 分  | 認定数（箇所） | 課程数（課程） |
|------|---------|---------|
| 1号課程 | 24      | 28      |
| 2号課程 | 6       | 8       |
| 3号課程 | 24      | 24      |
| 4号課程 | 6       | 6       |
| 5号課程 | 4       | 4       |
| 6号課程 | 6       | 10      |
| 7号課程 | 1       | 1       |
| 8号課程 | 20      | 28      |

10 運転免許取得者等検査認定状況

| 区 分            | 認定数（箇所） |
|----------------|---------|
| 1号（認知機能検査同等方法） | 24      |
| 2号（運転技能検査同等方法） | 24      |

|    |                |                                       |
|----|----------------|---------------------------------------|
| 章  | 1 道路交通の安全      | 大阪府教育庁<br>大阪府警察本部<br>大 阪 府<br>大阪市・堺 市 |
| 節  | 2 安全運転の確保      |                                       |
| 項目 | (1) 運転者教育等の充実  |                                       |
| 細目 | ウ 二輪車安全運転対策の推進 |                                       |

〔方針・重点等〕

大阪府二輪車安全運転推進委員会、大阪府二輪車普及安全協会等と連携を図り、青少年はもとより、業務や通勤等で利用する者を重点として、二輪車の特性と交通事故の実態を理解させ、安全意識の高揚を図るとともに、安全運転の知識・技能を習得させる。

〔事業計画の概要〕

- 1 二輪免許・原付免許の保有者等に対する安全実技講習の充実  
二輪車の事故実態及び運転特性等について周知するとともに、安全な運転行動の実践について指導を行う。
- 2 技能講習の推進  
大阪府二輪車安全運転推進委員会や大阪府二輪車普及安全協会が主催する「二輪車安全運転講習」及び「ベーシックライディング レッスン」の指導体制を強化し、二輪車運転者の交通安全知識、技能の向上を図る。
- 3 街頭における指導取締り・キャンペーンの実施
  - ・「ミニバイク・自動二輪車・自転車の安全指導日」（毎月8日）
  - ・「バイクの日」（8月19日）
 等を中心に、関係機関・団体と連携した街頭活動を活発に展開する。
- 4 ヘルメットの正しい着用及び胸部プロテクターの着用促進についての広報啓発活動の実施  
関係機関・団体等と連携し、二輪車運転者に対して、ヘルメットの着用効果を正しく理解させるとともに、身体保護のために胸部プロテクターの着用促進についての広報啓発活動を推進する。
- 5 二輪車“すり抜け運転”ストップ運動の実施  
交通死亡事故につながる「すり抜け運転」の危険性を周知徹底させ、交通ルールの厳守と正しい運転の習慣付けを図ることにより、二輪車による交通死亡事故を抑止する。
  - (1) スローガン  
やめよう バイクのすり抜け運転！
  - (2) 広報啓発活動の推進  
自治体や関係機関・団体等と連携し、各種キャンペーンやSNS等の各種広報媒体を活用した広報啓発活動を推進する。
  - (3) 街頭活動の推進  
白バイや制服警察官による通勤時間帯を中心とした街頭活動を強化するとともに、追越し違反等のすり抜け運転の交通指導取締りを推進する。

## 6 2025 O S A K A 二輪車セーフティチャレンジの実施

二輪車関連企業・団体・販売事業者等と連携し、二輪車の運転者が一定期間無事故・無違反にチャレンジする「2025 O S A K A 二輪車セーフティチャレンジ」を実施することで、二輪車の運転者の交通安全意識の高揚を図る。

○二輪車の安全運転講習実施状況

(令和6年中)

| 種 別        |                    | 回 数 | 受講者    |
|------------|--------------------|-----|--------|
| 取得時講習      | 新規原付免許取得者に対する取得時講習 | 738 | 10,384 |
| 二輪車安全運転講習等 |                    | 8   | 250    |

|    |               |                  |
|----|---------------|------------------|
| 章  | 1 道路交通の安全     | 大阪府警察本部<br>大 阪 府 |
| 節  | 2 安全運転の確保     |                  |
| 項目 | (1) 運転者教育等の充実 |                  |
| 細目 | Ⅰ 高齢運転者対策の充実  |                  |

〔方針・重点等〕

高齢運転者の交通事故防止対策を推進するため、高齢運転者及びその家族に対し、安全運転の継続に必要な助言・指導を行うとともに、運転免許証の自主返納をしやすい環境の整備に努める。

〔事業計画の概要〕

- 1 高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者講習をはじめとするあらゆる機会を通じて、加齢に伴う身体機能の変化が自動車の運転に影響を及ぼす可能性があることについて理解させる交通安全教育を推進する。
- 2 75歳以上の運転者に対する認知機能検査及び75歳以上で一定の違反歴のある運転者に対する運転技能検査について、適正な検査が行われるよう、実施機関の指導監督に努める。
- 3 高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査については、高齢化の更なる進展に伴い、受講者等の一層の増加が見込まれることから、円滑な実施のための取組を推進する。
- 4 認知機能検査、交通事故捜査、安全運転相談等により、認知症の疑いがある運転者を把握した場合には、的確に臨時適性検査等を行うとともに、認知症であることが判明した者については、運転免許の取消し等の行政処分を速やかに行う。
- 5 関係機関・団体等と連携し、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等の先進安全技術が搭載された安全運転サポート車について、各種機会を活用した普及啓発に努める。
- 6 運転免許証の自主返納及び運転経歴証明書制度について、積極的な広報に努めるとともに、自治体等と連携し、自主返納した高齢者等に対する支援施策の充実を図るなど、高齢者が自主的に運転免許証を返納しやすい環境の整備を図る。
- 7 高齢者やその家族から、安全運転相談をはじめとする各種相談等を受理した際は、本人の特性や心情に配慮した適切な対応に努める。

|    |                                   |                                      |
|----|-----------------------------------|--------------------------------------|
| 章  | 1 道路交通の安全                         | 近畿運輸局<br>大阪府警察本部<br>大 阪 府<br>大阪市・堺 市 |
| 節  | 2 安全運転の確保                         |                                      |
| 項目 | (1) 運転者教育等の充実                     |                                      |
| 細目 | オ シートベルト・チャイルドシート及びヘルメットの正しい着用の徹底 |                                      |

〔方針・重点等〕

自己の被害のみならず社会的損失を自ら防止し、併せて交通安全意識の高揚を図るため、いわゆる「自助努力」を身につけるとの考え方に立って、正しい着用の指導を徹底する。

〔事業計画の概要〕

1 街頭啓発活動・キャンペーンの実施

4月10日のシートベルトの日及び春・秋の全国交通安全運動をはじめとした各種運動等の機会を通じてシートベルト・チャイルドシート・ヘルメットの着用の励行及び正しい着用方法、着用率の低い後部座席におけるシートベルトの着用についてのキャンペーン、街頭指導等啓発活動を展開する。

2 使用効果等についての広報啓発の徹底

各種講習会や各種広報媒体等を活用して、着用効果とその正しい着用方法についての広報啓発を徹底する。

3 関係機関・団体等への取組促進

企業等の責任者・安全運転管理者等に対する働きかけを強化し、事業所ぐるみによる取組を促進する。

4 バス、タクシー事業者への指導

バス、タクシー事業者に対しては、乗務員及び乗客のシートベルトが正しい方法により着用されるよう指導するとともに、特に、高速道路におけるシートベルトの着用の徹底を指導する。

|                                                                                                                                  |                     |         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|---------|
| 章                                                                                                                                | 1 道路交通の安全           | 大阪府警察本部 |
| 節                                                                                                                                | 2 安全運転の確保           |         |
| 項目                                                                                                                               | (1) 運転者教育等の充実       |         |
| 細目                                                                                                                               | カ 自動車安全運転センターの業務の充実 |         |
| <p>〔方針・重点等〕</p> <p>自動車安全運転センターの行う通知、証明業務等の一層の充実強化を図るとともに、高度な運転技能と専門的知識を必要とする安全運転指導者や職業運転者、青少年運転者等に対する参加・体験・実践型の交通安全教育の充実を図る。</p> |                     |         |

|    |                  |                  |
|----|------------------|------------------|
| 章  | 1 道路交通の安全        | 大阪府警察本部<br>大 阪 府 |
| 節  | 2 安全運転の確保        |                  |
| 項目 | (1) 運転者教育等の充実    |                  |
| 細目 | キ 自動車運転代行業の指導育成等 |                  |

〔方針・重点等〕

自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保護を図るため、自動車運転代行業者に対し、立入検査等を行うほか、無認定営業、損害賠償措置義務違反、無免許運転等の違法行為の厳正な取締りを実施する。

〔事業計画の概要〕

「運転代行サービスの利用環境改善プログラム」（平成20年2月7日警察庁・国土交通省）及び「安全・安心な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策」（平成24年3月29日警察庁・国土交通省）に基づき、事業者に対する指導監督の強化とともに、業界団体による業界健全化に向けた自主的な取組に対する支援・協力を行うことにより、その健全化を図る。

自動車運転代行業者の申請・認定状況（令和6年中）

| 区 分    | 件 数 |     |     |
|--------|-----|-----|-----|
|        |     | 法 人 | 個 人 |
| 認 定    | 16  | 6   | 10  |
| 廃業     | 18  | 1   | 17  |
| 営業所の総数 | 195 | 31  | 164 |

|                                                                                                                                                                         |                                   |       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|-------|
| 章                                                                                                                                                                       | 1 道路交通の安全                         | 近畿運輸局 |
| 節                                                                                                                                                                       | 2 安全運転の確保                         |       |
| 項目                                                                                                                                                                      | (1) 運転者教育等の充実                     |       |
| 細目                                                                                                                                                                      | ク 自動車運送事業等に従事する運転者に対する<br>適性診断の充実 |       |
| <p>〔方針・重点等〕</p> <p>自動車運送事業者に対し、適性診断認定機関の適性診断を積極的に活用するよう働きかける。</p> <p>〔事業計画の概要〕</p> <p>運輸事業振興助成交付金における運転者適性診断受診料の助成により、適性診断認定機関が実施する運転者適性診断の受診を促し、安全運行の確保に努めるよう指導する。</p> |                                   |       |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                |         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|---------|
| 章                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 1 道路交通の安全      | 大阪府警察本部 |
| 節                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 2 安全運転の確保      |         |
| 項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | (1) 運転者教育等の充実  |         |
| 細目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | ケ 危険な運転者の早期排除等 |         |
| <p>〔方針・重点等〕</p> <p>道路交通の安全を確保するために、行政処分制度の迅速かつ適正な運用等により、悪質危険運転者の早期排除を図る。</p> <p>〔事業計画の概要〕</p> <p>1 違反を繰り返す運転者や重大な交通事故等を起こした運転者を道路交通の場から早期に排除するため、仮停止をはじめとする行政処分を迅速・的確に実施するとともに、違反登録に要する期間の短縮や長期未執行者の解消を図る。</p> <p>2 認知症やてんかん等、安全な運転に支障を及ぼす「一定の病気」等に該当する疑いがある運転者に対する臨時適性検査等の迅速・的確な実施に努めるとともに、運転免許の効力の暫定的停止制度を適正に運用する。</p> |                |         |

|    |               |         |
|----|---------------|---------|
| 章  | 1 道路交通の安全     | 大阪府警察本部 |
| 節  | 2 安全運転の確保     |         |
| 項目 | (2) 運転免許制度の改善 |         |

〔方針・重点等〕

1

自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気にかかっている者や運転に不安を感じる高齢者等に適切に対応するため、令和元年11月22日より運用が開始された全国統一の安全運転相談ダイヤル「#8080」の周知に努め、安全運転相談窓口配置された医療系職員による運転適性相談の充実・強化を図る。

2

聴覚障がい者が円滑に各種手続きや講習等を受けられるよう、通訳人の依頼や筆談器を活用し、受け入れ体制の充実・強化を図る。

3

運転免許取得希望者及び運転免許保有者で運転練習をしようとする者を対象に、門真運転免許試験場のコースを開放し運転練習機会の拡大を図る。

|    |               |         |
|----|---------------|---------|
| 章  | 1 道路交通の安全     | 大阪府警察本部 |
| 節  | 2 安全運転の確保     |         |
| 項目 | (3) 安全運転管理の推進 |         |

〔方針・重点等〕

安全運転管理者制度の効果的な運用を図る。

〔事業計画の概要〕

1 各種の活動を通じ、管理者未選任事業所の発見に努め、事業主に対し安全運転管理者制度の重要性を認識させるとともに、選任を促進する。  
また、選任に際しては、管理者としての資質・能力を有した者が選任され、かつ、責任を果たすのに必要な地位及び権限が付与されるよう指導を徹底する。

2 交通事故・違反の多発事業所、法定講習欠講事業所等安全管理が適切に行われていないと認められる事業所に対して、所定の改善を図るよう指導を徹底する。

3 対象と時宜に適した法定講習を推進するため、講師の選定、講習内容（方法）等の検討を行うとともに、交通情報、関係法令の改正等、常に新鮮かつ有効な情報の積極的な提供を行う。

4 安全運転管理者連絡協議会及び同部会の組織強化を図り、安全教育、事故防止活動等地域における自主・積極的な交通安全実践活動を促進するとともに、駐停車、積載など事業活動に伴う自動車の適正使用に努めるよう指導する。

5 安全運転管理者の業務である運転前後の運転者に対する目視等による状態の確認と、アルコール検知器を用いた酒気帯び確認、検知器による確認内容の記録・保存、検知器の常時有効保持について、あらゆる機会を通じて周知を図る。

|    |                              |       |
|----|------------------------------|-------|
| 章  | 1 道路交通の安全                    | 近畿運輸局 |
| 節  | 2 安全運転の確保                    |       |
| 項目 | (4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進 |       |

〔方針・重点等〕

自動車運送事業については、これまで運行管理制度を軸として安全対策を講じてきたが、更なる安全対策の強化として、現行の運行管理制度の徹底、監査の強化、運輸安全マネジメントの導入を三位一体として強力に推進していく。

〔事業計画の概要〕

1 効果的かつ重点的な監査を実施するため、運行管理体制、運行管理業務の実施状況、乗務員に対する指導監督の実施状況等、事故防止対策のうえで指導の必要性が認められる運送事業者を重点対象とした監査を行うとともに、運行管理者の指導等に際しても監査結果等を積極的に活用した効果的な指導の強化を図る。

2 トラック事業者については、平成2年12月に貨物自動車運送事業法が施行され、他分野に先駆けた規制緩和を行っており、需給調整規制が撤廃されるとともに、運賃規制も認可制から事前届出制へと緩和された。また、平成15年4月の同法改正により、営業区域制度が撤廃され、運賃制度も事後届出制へとさらに緩和されている。そのため、監査による指導や行政処分の強化などにより事後チェック体制の強化を図るとともに、過労運転、最高速度違反、過積載運行等の輸送の安全確保のための運送事業者及び運行管理者への指導及び貨物自動車運送適正化事業実施機関の活動を通じて厳正な指導を図る。

3 平成14年2月に実施されたバス、タクシー事業の規制緩和により、すべての自動車運送事業の需給調整規制が廃止され、経済的規制が緩和された。そのため、事後チェック型行政を推進し、適正な事業運営や運行管理、過労防止、乗務員に対する指導監督などの輸送の安全確保に係る項目について監査を実施し、違反事業者に対しては行政処分内容を公表する等、厳格に対処していくほか、平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス事故を受け、このような悲惨な事故を二度と起こさないという強い決意のもと、貸切バスの安全運行に関する遵守事項の強化、徹底を図ると共に、厳格化された基準に従い監査・処分・改善状況の確認を実施。

平成29年8月より一般社団法人近畿貸切バス適正化センターの巡回指導が開始され、すべての貸切バス事業者に対してチェックを実施し、業界全体の安全意識の向上を図る。

4 すべての自動車運送事業者に対して、安全確保の責務を課し、経営トップが全社的な安全性の向上のための取組を主導して、企業全体に安全意識の浸透を図るとともに、企業全体の安全性の計画的な向上を図るため、現場の声を継続的に反映させる運輸安全マネジメントを実施することで、より一層の輸送の安全性の向上を図る。また、大規模な事業者に対し、安全管理規程の作成、安全統括管理者の選任を義務づける。

国からの事故発生状況や処分のほか、事業者からの安全に対する取組状況等、安全情報を公表する。

このほか、平成23年5月1日施行の自動車運送事業者に対する点呼時におけるアルコール検知器の使用義務付けにより、自動車運送事業者における飲酒運転根絶に向けた厳格な点呼の実施を指導する。

5 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関において、利用者が安全性の高い貨物自動車運送事業者を選択することができるようにするため、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）」の普及に協力すると共に、公益社団法人日本バス協会において、旅行会社や利用者がより安全性の高い貸切バス事業者を選択することができるようにするとともに、貸切バス事業者の安全性確保に向けた意識の向上や取組の促進を図るため、「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の普及に協力する。

|    |                |       |
|----|----------------|-------|
| 章  | 1 道路交通の安全      | 大阪労働局 |
| 節  | 2 安全運転の確保      |       |
| 項目 | (5) 交通労働災害の防止等 |       |

〔方針・重点等〕

1 自動車を運転する業務を行う全ての業種を対象とした「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく交通労働災害防止対策の推進を図る。

2 自動車運転者の労働時間等労働条件の確保・改善対策の推進を図る。

〔事業計画の概要〕

1 大阪労働局における労働災害防止のための啓発活動である「大阪発・新4 S運動」において掲げる「安全見える化活動」の具体的な取組として、以下の「交通労働災害防止活動」を普及促進させる。

ア 交通事故の危険を感じた事例（ヒヤリハット事例）の収集

イ 交通KYT（危険予知トレーニング）の導入

ウ 交通安全情報マップの作成と活用

2 自動車などの運転業務に労働者を従事させている事業場に対して、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知及び遵守の徹底を図る。

概要

ア 交通労働災害防止のための管理体制の確立

イ 適正な労働時間等の管理、走行管理

ウ 教育の実施

エ 交通労働災害防止に対する意識の高揚

オ 荷主・元請事業者による配慮

カ 健康管理

キ その他（異常気象等の対応、自動車の点検等）

3 働き方改革関連法による、自動車運転者の時間外労働の上限規制（年960時間）の令和6年4月適用開始と、これを踏まえた改善基準告示の改正に係る周知を行い、履行確保に向けた取組を指導する。

|    |                   |                                                                          |
|----|-------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 章  | 1 道路交通の安全         | 近畿管区警察局<br>大阪管区气象台<br>近畿地方整備局<br>大阪府警察本部<br>大 阪 府<br>大 阪 市<br>西日本旅客鉄道(株) |
| 節  | 2 安全運転の確保         |                                                                          |
| 項目 | (6) 道路交通に関する情報の充実 |                                                                          |
| 細目 | ア 気象情報等の充実        |                                                                          |

〔方針・重点等〕

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して、事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報内容の充実と効果的利用を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やICTの活用等に留意し、気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山の監視・警戒体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。

1 気象警報等の情報提供

気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。また、雨による災害発生危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報のキキクル（危険度分布）」や、気象情報における線状降水帯による大雨の可能性についての呼びかけ、積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪（解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報）」等についても、気象庁ホームページ等を通じて道路利用者に周知する。さらに、大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかける。

2 緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報、地震情報等の情報提供

地震・津波・火山による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報、地震情報等を発表し、気象情報伝送処理システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

＜緊急地震速報の「利用の心得」から、“自動車運転中の対応事例”を抜粋＞

- ・後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。
- ・ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキはかけずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により、道路状況を確認して左側に停止させる。

3 南海トラフ地震に関連する情報の提供

南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価した場合等には、「南海トラフ地震臨時情報」を発表し、気象情報伝送システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に通知する。

|    |                                |                                        |
|----|--------------------------------|----------------------------------------|
| 章  | 1 道路交通の安全                      | 近畿地方整備局<br>大阪府警察本部<br>大 阪 府<br>大阪市・堺 市 |
| 節  | 3 道路交通環境の整備                    |                                        |
| 項目 | (1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 |                                        |

〔方針・重点等〕

1 通学路や未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路における交通安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を重点的に実施する。

2 高齢者や障がい者等を含めたすべての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号））に基づき、重点整備地区に定められた生活関連経路を構成する道路を中心に、歩行空間のバリアフリー化を推進する。

3 最高速度30km/hの区域規制とハンプ等の物理的デバイスとの適切な組み合わせにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、公安委員会と道路管理者が緊密に連携しながら、生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の更なる整備を推進する。

〔事業計画の概要〕

1 生活道路における交通安全対策の推進

(1) 公安委員会

ア 道路標識・標示の高輝度化、信号灯器のLED化、道路管理者と連携して「ゾーン30プラス」を推進

イ 外周道路を中心に信号機の改良、光ビーコン、交通情報板等によるリアルタイムな交通情報の提供等

(2) 道路管理者

ア 幹線道路対策

交差点改良、歩道等の整備、道路照明灯の整備

イ ゾーン対策

路側帯のカラー化

ウ 経路対策

路側帯のカラー化、自転車通行空間の整備

2 通学路等における交通安全対策の確保

通学路や未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路における交通安全を確保するため、「通学路交通安全プログラム」等に基づく定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等を継続的に行うとともに、平成24年及び令和3年の通学路の緊急合同点検、令和元年の未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の緊急合同点検の結果を踏まえ、道路交通実態に応じ、学校、教育委員会、公安委員会、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進する。

歩道等の整備、路側帯のカラー化、注意喚起の路面表示、通学路や未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路であることを示す表示（スクールゾーン・キッズゾーン）、防護柵の設置など、現地の実情に応じた必要な対策を実施する。

### 3 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備

#### (1) 公安委員会

バリアフリー法に基づき、主要な生活関連経路を構成する道路を中心に、バリアフリー対応型信号機の整備、信号灯器のLED化及び道路標識・標示の高輝度化等を推進する。

#### (2) 道路管理者

バリアフリー歩行空間を確保するため、「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」に基づき、高齢者、障がい者等の歩行者等に対して、必要な対策を行う。

ア 歩行者、自転車の通行空間整備

イ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設

ウ 歩道部分の段差改善・勾配の緩和

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                       |                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 章                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 1 道路交通の安全             | 近畿地方整備局<br>大阪府警察本部<br>大 阪 府<br>大阪市・堺 市<br>西日本高速道路(株)<br>阪神高速道路(株) |
| 節                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 3 道路交通環境の整備           |                                                                   |
| 項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | (2) 幹線道路における交通安全対策の推進 |                                                                   |
| 〔方針・重点等〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                       |                                                                   |
| <div>1 基本的な交通の安全を確保するため、広域幹線道路から身近な生活道路に至るネットワークによって、適切に機能が分担されるよう、道路の体系的な整備を推進する。</div> <div>2 交通事故等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通の確保に努める。<div>(1) 歩行者や自転車利用者の安全確保を図るため、歩道等を設置するための既存道路の拡幅や道路の改築事業を推進</div><div>(2) 交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、交差点改良等を推進</div></div> <div>3 一般道路に比べて安全性が高い高規格幹線道路等へ交通の転換を促進するとともに、死傷事故の減少を図るため、高規格幹線道路等のネットワークの整備を促進する。また、高規格幹線道路等のサービスを拡充するなど、より利用しやすい環境となるよう取り組む。</div> <div>4 事故危険箇所について、公安委員会及び道路管理者が連携して、集中的に交通安全施設等を整備し、対策実施箇所の死傷事故を抑止することを目指す。また、交通事故発生状況を勘案し、総合的かつ計画的な交通安全施設等整備事業の推進を図る。</div> <div>5 「政策目標評価型事業評価の導入についての基本方針（案）」を踏まえ、直轄国道において、交通安全等に係る局所的な事業に対し、データや地域の声等に基づいた「成果を上げるマネジメント」の取組を推進する。</div> |                       |                                                                   |
| 〔事業計画の概要〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                       |                                                                   |
| <div>1 事故危険箇所対策の推進</div> <div>現地状況等を勘案し、信号機の新設・改良、歩車分離式信号の運用、道路標識の高輝度化等、隅切り等の交差点改良、視距の改良、付加車線等の整備、中央帯の設置、防護柵、区画線等の整備、道路照明・視線誘導標等の設置等の必要な対策を実施する。</div> <div>ドライバー、歩行者等に注意を促す対策を早期に実施し、交差点改良や歩道等の整備については、地元、関係機関等と協議・調整を図りながら事業の推進にあたる。</div> <div><div>ア 交差点改良</div><div>イ 視線誘導標の設置</div><div>ウ 区画線の設置、更新</div><div>エ 道路標識や啓発看板の整備</div><div>オ 直轄国道の交通安全事業について、地方公共団体あるいは第三者委員会（大阪府道路交通環境安全推進連絡会議）等からの意見を踏まえつつ、課題の把握・要対策区間の特定・公表を行い、課題の原因分析及び対策立案、対策案の決定というプロセスを経て、対策に着手する。</div></div>                                                                                                                                                          |                       |                                                                   |

## 2 幹線道路における交通規制

- (1) 交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、交通安全施設等の整備状況、交通の状況、交通事故発生状況、沿道環境の諸条件等を勘案しつつ、必要に応じて交通規制の見直しを図る。
- (2) 交通事故、天候不良等の交通障害発生時においては、その状況に即し、臨時交通規制を迅速かつ的確に実施し、事故の防止を図る。

## 3 重大事故の再発防止

社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際には、速やかに事故要因を調査し、関係者間で情報の共有を行う等、水平展開を図り、同様の事故の再発防止を図る。

|    |                    |                                        |
|----|--------------------|----------------------------------------|
| 章  | 1 道路交通の安全          | 近畿地方整備局<br>大阪府警察本部<br>大 阪 府<br>大阪市・堺 市 |
| 節  | 3 道路交通環境の整備        |                                        |
| 項目 | (3) 交通安全施設等整備事業の推進 |                                        |

〔方針・重点等〕

1 公安委員会及び道路管理者が連携し、重点的、効果的かつ効率的に交通安全施設等整備事業を推進する。

2 生活道路においては、関係機関、団体等が連携し、最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより車両の速度抑制等を図り、交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、人優先の安全・安心な歩行空間の更なる整備を目指す。

3 バリアフリー法に基づき、重点整備地区に定められた生活関連経路を構成する道路を中心に、歩行空間のバリアフリー化を推進する。また、交通事故発生状況等を勘案し、総合的かつ計画的な交通安全施設等整備事業の推進を図る。

4 事故危険箇所について、公安委員会及び道路管理者が連携して、集中的に交通安全施設等を整備し、対策実施箇所の死傷事故を抑止することを目指す。また、交通事故発生状況等を勘案し、総合的かつ計画的な交通安全施設等整備事業の推進を図る。

5 交差点における交通量が多いことから、交通渋滞を来すなどの事情により道路交通環境の改善を行う必要性が高い地区を円滑化対策地区と指定し、交通の円滑を図るため、交通安全施設等整備事業の推進を図る。

6 地域住民や道路利用者の主体的な参加のもとに交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進する。

〔事業計画の概要〕

1 交通安全施設等整備事業の推進  
社会資本整備重点計画法(平成15年法律第20号)に基づき定められる社会資本整備重点計画に即して、公安委員会及び道路管理者が連携し、事故実態の調査・分析を行いつつ、重点的、効果的かつ効率的に交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図る。

2 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

(1) 生活道路における交通安全対策の推進

ア 道路標識・標示の高輝度化、信号灯器のLED化や、警察及び道路管理者が連携して「ゾーン30プラス」を推進。

イ 外周道路を中心に信号機の改良、光ビーコン、交通情報板等によるリアルタイムな交通情報の提供等

(2) 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備  
バリアフリー法に基づき、主要な生活関連経路を構成する道路を中心に、バリアフリー対応型信号機の整備、信号灯器のLED化及び道路標識・標示の高輝度化等を推進する。

バリアフリー歩行空間を確保するため、「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」に基づき、高齢者、障がい者等に対して必要な対策を行う。

- ア 歩行者、自転車の通行空間整備
- イ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設
- ウ 歩道部分の段差改善・勾配の緩和

### 3 事故危険箇所対策の推進

現地状況等を勘案し、信号機の新設・改良、歩車分離式信号の運用、道路標識の高輝度化等、隅切り等の交差点改良、視距の改良、付加車線等の整備、中央帯の設置、防護柵、区画線等の整備、道路照明・視線誘導標等の設置等の必要な対策を実施する。

ドライバー、歩行者等に注意を促す対策を早期に実施し、交差点改良や歩道等の整備については、地元、関係機関等と協議・調整を図りながら現地の状況に応じた安全対策を早期に実施し、交通事故防止に努める。

- ア 交差点改良
- イ 視線誘導標の設置
- ウ 区画線の設置、更新
- エ 道路標識や啓発看板の整備

### 4 円滑化対策の推進

交通安全に資するため、信号機の改良、交差点の立体化、開かずの踏切の解消等を推進するほか、駐車対策を実施することにより、交通容量の拡大を図り、交通の円滑化を推進するとともに、自動車からの二酸化炭素排出の抑制を推進する。

また、バイパス道の整備、歩道が狭隘な踏切の速効対策、交差点改良を実施する。

### 5 自転車利用環境の整備

歩行者、自転車双方の安全を確保するために、自転車事故が多い区間等について自転車通行空間の整備に取り組んでいく。また整備に際して「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」で示された自転車ネットワーク計画の策定を市町村へ促し、国、市町村と連携して、自転車通行空間の整備に取り組んでいく。

令和元年12月に策定した大阪府自転車活用推進計画に基づき、自転車利用環境の整備を推進していく。

### 6 道路交通環境整備への住民参加の促進

安全な道路交通環境の整備に当たっては、道路を利用する人の視点を生かすことが重要であることから、「標識BOX」、「信号機BOX」、「道の相談室」等を活用して、道路利用者等が日常から抱いている意見を道路交通環境の整備に反映する。

|    |                      |         |
|----|----------------------|---------|
| 章  | 1 道路交通の安全            | 大阪府警察本部 |
| 節  | 3 道路交通環境の整備          |         |
| 項目 | (3) 交通安全施設等整備事業の推進   |         |
| 細目 | 交通安全施設等の整備〔公安委員会所管分〕 |         |

〔方針・重点等〕

1

整備後長期間が経過した信号機等の老朽化対策が課題となっていることから、「大阪府ファシリティマネジメント基本方針」を踏まえ、中長期的な視点に立った老朽施設の更新、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの削減等を推進する。

2

信号機の設置に際しては、真に必要な性の高い場所を選定するとともに、既に設置されている信号機については、利用状況や地域の実情を踏まえて必要性・合理性を再検討する。

3

ITSの推進による安全で快適な道路交通環境の実現  
交通情報の収集・分析・提供や交通状況に即応した信号制御その他道路における交通の規制を広域的かつ総合的に行うため、交通管制システムの充実・改良を図る。

〔事業計画の概要〕

交通安全施設等の整備

安全かつ快適な道路交通環境の確保を図ることを重点に、交通安全施設等の拡充、整備を図る。

1

交通管制センターの整備拡充  
(1) 交通管制センター中央装置の高度化  
(2) 新交通管理システムの整備等

2

信号機の改良  
(1) 信号機の系統化・集中制御化  
(2) 信号機の灯器連動化  
(3) 信号機のLED化、機能付加等

3

高齢者・障がい者等の保護  
(1) 音響式信号機等のバリアフリー対応型信号機の整備  
(2) 横断秒数の調整

4

道路標識・標示の改良  
(1) 道路標識・標示の高輝度化  
(2) 外国人に分かりやすい道路標識の整備の推進  
(一時停止（STOP英語併記）の効率的な更新）

|    |                      |                             |
|----|----------------------|-----------------------------|
| 章  | 1 道路交通の安全            | 近畿地方整備局<br>大 阪 府<br>大阪市・堺 市 |
| 節  | 3 道路交通環境の整備          |                             |
| 項目 | (3) 交通安全施設等整備事業の推進   |                             |
| 細目 | 交通安全施設等の整備〔道路管理者所管分〕 |                             |

〔方針・重点等〕

- 1 道路交通の安全と円滑を確保するため、事故危険箇所等について右折車線の付加、交差点改良等を積極的に推進する。
- 2 歩行者・自転車利用者の安全性と利便性の確保に配慮し、歩道や自転車通行空間の確保を図る。
- 3 高齢者及び障がい者等の安全で快適な通行に配慮した歩道等の整備を図る。
- 4 道路標識については、高輝度化、英語表示の併用等道路利用者の立場に立った整備を推進する。

〔事業計画の概要〕

1 事業費（令和7年度当初）

（単位：千円）

|     | 近畿地方整備局   | 大阪府       | 大阪市     | 堺市      | 合計        |
|-----|-----------|-----------|---------|---------|-----------|
| 事業費 | 1,317,000 | 1,918,000 | 718,800 | 172,550 | 4,126,350 |
| 1 種 | 1,057,000 | 1,772,300 | 491,500 | 124,100 | 3,444,900 |
| 2 種 | 260,000   | 145,700   | 227,300 | 48,450  | 681,450   |

注1 第1種、第2種の事業費は内数

2 管理費、維持費、修繕費等は含めていない

## 2 交通安全施設等の整備

| 種別 / 事業主体        |          |    | 近畿地整  | 大阪府    | 大阪市   | 堺市    | 合計     |
|------------------|----------|----|-------|--------|-------|-------|--------|
| 一<br>種<br>事<br>業 | 歩道       | m  | 1,270 | 34,500 | 170   | 460   | 36,400 |
|                  | 自転車道     | m  | —     | 26,800 | —     | 2,600 | 29,400 |
|                  | 横断歩道橋    | 箇所 | 1     | —      | —     | —     | 1      |
|                  | 立体横断施設   | 箇所 | —     | —      | —     | —     | —      |
|                  | 地下横断歩道   | 箇所 | 1     | —      | —     | —     | 1      |
|                  | 中央帯      | m  | —     | —      | —     | —     | —      |
|                  | 交差点改良    | 箇所 | 2     | 7      | —     | —     | 9      |
|                  | 視距改良     | 箇所 | —     | —      | —     | —     | —      |
| 二<br>種<br>事<br>業 | 道路照明     | 基  | —     | 13     | —     | 10    | 23     |
|                  | 防護柵      | m  | 80    | 4,100  | 3,090 | 217   | 7,487  |
|                  | 道路標識     | 本  | 22    | 41     | 69    | 2     | 134    |
|                  | 区画線      | km | 10.5  | 25.2   | 5.9   | 3     | 44.6   |
|                  | 視線誘導標    | 本  | —     | 1,610  | —     | 8     | 1,618  |
|                  | 地点標      | 本  | —     | —      | —     | —     | —      |
|                  | 道路反射鏡    | 本  | —     | 40     | 1     | 52    | 93     |
|                  | 道路情報提供装置 | 基  | —     | —      | —     | —     | —      |
|                  | 道路情報ラジオ  | 箇所 | —     | —      | —     | —     | —      |
|                  | 自転車駐車場   | 箇所 | —     | —      | 13    | —     | 13     |
|                  | 自動車駐車場   | 箇所 | —     | —      | —     | —     | —      |
|                  | 路外駐車場    | 箇所 | —     | —      | —     | —     | —      |
|                  | 路上駐車場    | 箇所 | —     | —      | —     | —     | —      |

注：自転車道には、自転車歩行者道及び自転車レーンを含む。

|    |                     |                             |
|----|---------------------|-----------------------------|
| 章  | 1 道路交通の安全           | 近畿地方整備局<br>大 阪 府<br>大阪市・堺 市 |
| 節  | 3 道路交通環境の整備         |                             |
| 項目 | (4) 高齢者等の移動手段の確保・充実 |                             |

〔方針・重点等〕

高齢者を始めとする地域住民の移動手段の確保に向け、地方公共団体が中心となつて地域公共交通のマスタープラン（地域公共交通計画）を策定した上で、公共交通サービスの改善を図るとともに、地域の輸送資源の総動員による持続可能な移動手段の確保・充実を図る取組を推進する。

〔事業計画の概要〕

地域公共交通の活性化に向け、近畿運輸局などとも連携し、自治体の交通政策担当者を対象とした研修会などを開催し、地域公共交通に関する各自治体の先進的な取組や補助制度について情報提供を行うなど、法定協議会の設置をはじめとする地域の自主的な取組が行われるよう、取組意欲のある市町村を支援していく。

また、鉄軌道・路線バス事業者が実施する、鉄道駅改札やバス車内のキャッシュレス対応機器の導入費用、路線バス結節駅におけるデジタルサイネージによる運行情報案内モニターの設置費用などに対し、その事業費の一部を補助するなど、公共交通による移動の利便性向上、利用促進のための取組を進める。

|    |                 |                                    |
|----|-----------------|------------------------------------|
| 章  | 1 道路交通の安全       | 大阪府警察本部<br>西日本高速道路(株)<br>阪神高速道路(株) |
| 節  | 3 道路交通環境の整備     |                                    |
| 項目 | (5) 効果的な交通規制の推進 |                                    |

〔方針・重点等〕

地域の特性及び道路の機能と構造等道路交通の実態に即した効果的な交通規制を実施する。

〔事業計画の概要〕

1 地域の特性に応じた交通規制の推進

(1) 通過交通、地域交通並びに歩行者及び自転車利用者の用に供される道路等において、その道路の機能に応じた効果的な交通規制を推進する。

(2) 生活道路における各種ゾーン対策として、歩行者、自転車利用者、高齢者及び障がい者等の安全確保を重点に、地域住民の意見を反映しつつ、地域特性に応じた効果的な交通規制を推進する。

2 より合理的な交通規制の推進

地域の交通実態等を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について常に点検・見直しを図るとともに、交通事情の変化を的確に把握してソフト・ハード両面での総合的な対策を実施することにより、安全で円滑な交通流の維持を図る。

(1) 最高速度規制については、交通実態にあった合理的なものとなっているか点検・見直しを行い、実勢速度、交通事故発生状況等を勘案しつつ、最高速度規制の見直し、規制理由の周知措置等を計画的に推進するとともに、生活道路においては、速度抑制対策を積極的に推進する。

(2) 駐車規制については、必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域住民等の意見要望を十分に踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車需要等に即応したきめ細かな駐車規制を推進する。

(3) 信号制御については、歩行者・自転車の視点で、信号をより守りやすくするために、横断実態等を踏まえ、歩行者の待ち時間の長い押ボタン式信号の改善を行うなど、信号表示の調整等の運用の改善を推進する。

3 高速道路における交通規制の推進

(1) 既供用区間について、交通流の変動及び交通事故・交通渋滞の発生状況等を総合的に勘案して、交通実態に即した交通規制を検討する。

(2) 交通事故、異常気象等の交通障害発生時においては、その状況に即した通行規制、最高速度規制等の交通規制を実施し、二次障害の防止を図る。

(3) 異常気象等道路交通に危険が生じた場合は、道路管理者である独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の指示の下、迅速かつ的確に通行の禁止または制限を実施するとともに、必要な要員、資機材等をあらかじめ整備し、安全の確保に努める。

交通規制を伴う工事をする場合は、通行車両の安全対策に十分留意するとともに、工事の集約化、事前広報の強化、工事実施時の交通管制要領の強化等を行い、規制回数の減少に努める。

|    |               |                                        |
|----|---------------|----------------------------------------|
| 章  | 1 道路交通の安全     | 近畿地方整備局<br>大阪府警察本部<br>大 阪 府<br>大阪市・堺 市 |
| 節  | 3 道路交通環境の整備   |                                        |
| 項目 | (6) 自転車通行空間整備 |                                        |

〔方針・重点等〕

1 自転車活用推進法に基づき、令和元年12月に策定した大阪府自転車活用推進計画に位置付けている自転車通行環境に関する各種施策を推進する。

2 自転車・歩行者双方の安全を確保するため、自転車車道通行の原則に基づいた自転車通行空間の確保を図る。  
また、自転車と通行空間を共有する特定小型原動機付自転車をはじめとする新たな電動モビリティの安全を確保する上でも、自転車の交通秩序の整序化を推進する。

3 自転車を共同で利用するシェアサイクルなどの自転車利用促進策やルール・マナーの啓発活動などのソフト施策を積極的に推進する。

4 放置自転車の多い駅周辺において、自転車等駐車場の整備促進を図るとともに、鉄道駅周辺の自転車等の放置状況、駐車場の整備状況、地域住民の協力体制等を勘案しながら、放置自転車等の整理・撤去を推進する。

5 府民の「自転車の放置をしない・させない」意識の高揚を図るため、広報啓発活動を推進する。

〔事業計画の概要〕

1 自転車通行環境の整備  
自転車関連事故や自転車交通量の多い箇所等を対象に、道路管理者と警察が連携し、地域の課題やニーズに応じて、路面表示などによる自転車通行空間の確保を推進するとともに、道路空間の再配分による安全で快適な自転車ネットワークの整備を促進する。

2 放置自転車等対策

(1) 府民の「自転車の放置をしない・させない」意識の高揚を図るため、広報啓発活動を強力に推進する。  
・「自転車マナーアップ強化月間」の一環として、駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施（11月）

(2) 駅前広場、道路等の良好な環境を保持し、その機能の低下を防止するため、放置自転車等の整理・撤去を推進する。

(3) 放置自転車等に関する条例の制定を推進する。  
ア 制定 33市6町  
イ 未制定 3町1村 （令和5年12月現在）

(4) 駅周辺自転車の放置状況及び駐車場の設置状況に関する調査を実施し、対策を講じるうえでの基礎資料とする。  
ア 放置駅数 14駅  
イ 放置台数 3,208台  
注：1 駅について、放置自転車100台以上放置のある駅の数値のみを集計（令和5年度駅周辺における放置自転車等の実態調査結果）

|    |             |                                                            |
|----|-------------|------------------------------------------------------------|
| 章  | 1 道路交通の安全   | 近畿運輸局<br>近畿総合通信局<br>近畿地方整備局<br>大阪府警察本部<br>大 阪 府<br>大阪市・堺 市 |
| 節  | 3 道路交通環境の整備 |                                                            |
| 項目 | (7) ITSの活用  |                                                            |

〔方針・重点等〕

最先端の情報通信技術等を用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築し、安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に寄与することを目的としたITS（高度道路交通システム）を引き続き推進する。

〔事業計画の概要〕

1 道路交通情報通信システム（VICS）の整備

安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムな渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供するVICSの整備・拡充を推進する。

また、詳細な道路交通情報の収集・提供のため、光ビーコン、ETC2.0等の基盤施設整備の推進を図る。

2 新交通管理システム（UTMS）の推進

高度化された交通管制センターを中心に、高度な交通情報提供、車両の運行管理、公共車両の優先通行、交通公害の減少、安全運転の支援、歩行者の安全確保等を図り、交通の安全及び快適性を確保しようとするUTMS の構想に基づき、システムの充実、光ビーコンの整備等の施策の推進を図る。

3 電波を活用した安全運転支援システム等の普及促進・高度化推進

700MHz 帯高度道路交通システム等の電波を活用した安全運転支援システムの普及促進と高度化を推進する。

また、交通情報についてスマートフォンからの情報提供・収集が多くなっていることからモバイル環境の整備を推進する。

4 交通事故防止のための運転支援システムの推進

ITSの高度化により交通の安全を高めるため、自動車単体では対応できない事故への対策として、路車間通信、車車間通信、歩車間通信等の高度な情報通信技術を活用した安全運転支援システムの実現に向けて、産・官・学が連携し推進を図る。

5 スマートウェイの推進

ITSの活用によるスマートウェイの推進を官民一体となって展開していく。

6 道路運送事業に係る高度情報化の推進

国民生活に不可欠なサービスを提供している道路運送事業の高度情報化により、サービスの高度化、安全性の向上、環境負荷の低減等を図るため、公共交通機関の利用促進に資するITS技術を活用したバスロケーションシステム・ICカードの導入を推進する。

|    |                   |       |
|----|-------------------|-------|
| 章  | 1 道路交通の安全         | 全 機 関 |
| 節  | 3 道路交通環境の整備       |       |
| 項目 | (8) 交通需要マネジメントの推進 |       |

〔方針・重点等〕

慢性的な交通渋滞や違法駐車等を改善し、道路交通の円滑化を図るため、バイパス道の整備や交差点改良等による交通容量の拡大とともに、鉄道・バス等の公共交通機関への利用転換の促進や物流の輸送効率の向上等交通需要そのものの軽減と時間的・空間的平準化のための対策を積極的に推進する。また、ノーマイカーデーにおける各機関の自主的な取組の促進及び全府民に対する広報啓発活動を実施する。

〔事業計画の概要〕

1 公共交通機関利用の促進

(1) 鉄道網の整備・充実

ア 新線建設

公共交通戦略路線の推進  
(なにわ筋線、大阪モノレール延伸等)

イ 駅施設等の改善

エレベーターの整備等の推進を図る。

(2) 公共交通機関利用の促進

ア バス専用（優先）レーンの検討、公共交通優先システム（PTPS）の整備によるバス運行の定時性の確保等により、利便性の向上を図る。

イ ウェブサイトや携帯サイト等を活用して、鉄道からバスへの乗り換えに関する情報（のりば案内、料金、時刻表、路線図）など公共交通の利便性向上のための情報提供の充実を図る。

ウ 駅構内などにおいて、利用者の視点に立った乗継ぎ時の移動負担の軽減や情報案内の充実など公共交通の乗り継ぎ利便性を改善するための取組を進める。

(3) モビリティ・マネジメントの推進

府民や企業とともに、一人ひとりが社会にも個人にも望ましい車の使い方を考える取組（モビリティ・マネジメント）を推進する。

(4) 駅を起終点とする多様な交通手段に関する情報提供

路線バス、パーク＆ライド、レンタサイクルなど、駅を起終点とする多様な交通手段に関する各種情報を、ウェブサイトで提供し、さらなる利用を促進する。

(5) 便利な乗車券の導入

交通系ICカードの全国相互利用サービス対象エリアで利用できるポストペイ型ICカードPiTaPa（ピタパ）及びプリペイド型ICカードICOCA（イコカ）など。

(6) MaaSの普及促進

経済団体や交通関係団体、地方公共団体などで構成される関西MaaS推進連絡会議などを通じて、MaaSのさらなる普及促進に向けた取組を進める。

(7) 公共交通機関利用者に対する受入環境整備

鉄軌道・路線バス事業者が実施する、鉄道駅改札やバス車内のキャッシュレス対応機器の導入費用、路線バス結節駅におけるデジタルサイネージによる運行情報案内モニターの設置費用などに対し、その事業費の一部を補助するなど、公共交通による移動の利便性向上、利用促進のための取組を進める。

## 2 自動車利用の効率化

自動車交通総量の無秩序な増加抑制、特にマイカー通勤、業務用車両の持ち帰りの削減等を働きかける。

また、物流ターミナルなど、効率的な物流交通への誘導を図る基盤整備を推進するとともに、効率的な集配送システムの構築を促進する。

## 3 交通需要平準化対策

相乗りの促進、時差出勤、フレックスタイム制の導入、ノーマイカーデーの定着化等について積極的な働きかけを行うとともに、業務活動での五・十払いなどの商慣習の改善や情報システムの活用による物資の移動が伴わない業務交通の合理化対策についての働きかけの強化を図る。

高速道路においては、交通混雑期の交通集中の分散化を図るため、渋滞予測をウェブサイトに掲載するとともに、渋滞予測ガイドを休憩所、料金所及び関係機関に設置し、交通の分散を図る。また、渋滞区間における道路の拡幅等の改築事業、適切な道路の維持管理等を積極的に推進し、安全水準の維持、向上を図る。

## 4 ノーマイカーデーの推進

### (1) 重点

ア マイカー通勤の自粛

イ 業務用車両の持ち帰り自粛

### (2) 実施日 毎月20日（ただし日曜日及び祝日の場合は翌平日）

※平日には土曜日を含む

### (3) 実施区域 大阪府内全域を対象とする。

### (4) 実施事項

ア 「ノーマイカーデー」を中心としたキャンペーン活動の推進

イ 広報啓発活動の推進

・道路情報提供装置による広報啓発の実施

・各種講習会の活用

・報道機関との連携

ウ 企業・事業主、安全運転管理者等による指導の推進

エ 重点地域等における駐車取締りの強化

オ 公共交通機関利用への転換・促進

|    |                     |                                                                   |
|----|---------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 章  | 1 道路交通の安全           | 近畿地方整備局<br>大阪府警察本部<br>大 阪 府<br>大阪市・堺 市<br>西日本高速道路(株)<br>阪神高速道路(株) |
| 節  | 3 道路交通環境の整備         |                                                                   |
| 項目 | (9) 災害に備えた道路交通環境の整備 |                                                                   |

〔方針・重点等〕

地震、豪雨、豪雪、暴風、津波等の災害が発生した場合においても、安全で安心な生活を支える道路交通を確保するため、災害に備えた道路の整備、災害に強い交通安全施設等の整備、災害発生時における交通規制や情報提供の充実を図る。

〔事業計画の概要〕

1 地震災害

広域緊急交通路の橋梁の耐震対策を優先的に実施する。

2 豪雨・豪雪・暴風災害

防災点検結果等に基づき、防災対策の必要な箇所の対策を推進する。異常気象時は、パトロールを強化するとともに、道路交通に危険が生じないよう、事前通行規制などの交通規制を実施し、豪雪が予想される場合には予防的・計画的な通行止めを実施する。

3 災害発生時における交通規制

災害発生時には、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、被害状況を把握した上で、緊急交通路を指定し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づく通行禁止等の交通規制を迅速かつ的確に実施する。

4 災害時における情報提供の充実

災害発生時において道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析し、復旧や緊急交通路、緊急輸送路等の確保及び道路利用者等に対する道路交通情報の提供等に資するため、地震計、交通監視カメラ、車両感知器、道路交通情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インターネット等情報通信技術（ICT）を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進する。

5 災害に強い交通安全施設等の整備

地震、豪雨、豪雪、暴風、津波等による災害が発生した場合においても、安全で円滑な道路交通を確保するため、交通管制センター等の交通安全施設の整備や災害発生時の停電に起因する信号機の機能停止による混乱を防止するため、信号機電源付加装置の整備を推進する。

|                                                                                                                                                                                 |                  |         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|---------|
| 章                                                                                                                                                                               | 1 道路交通の安全        | 大阪府警察本部 |
| 節                                                                                                                                                                               | 3 道路交通環境の整備      |         |
| 項目                                                                                                                                                                              | (10) 総合的な駐車対策の推進 |         |
| 細目                                                                                                                                                                              | ア きめ細かな駐車対策の推進   |         |
| <p>〔方針・重点等〕</p> <p>地域の実情等に応じたきめ細やかな駐車規制の推進</p> <p>〔事業計画の概要〕</p> <p>地域住民等の意見要望等を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、物流の必要性や自動二輪車の駐車需要等にも配慮し、地域の交通実態等に応じた規制の緩和を行うなど、きめ細かな駐車規制を推進する。</p> |                  |         |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                  |         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|---------|
| 章                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 1 道路交通の安全        | 大阪府警察本部 |
| 節                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 3 道路交通環境の整備      |         |
| 項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | (10) 総合的な駐車対策の推進 |         |
| 細目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | イ 違法駐車対策の推進      |         |
| <p>〔方針・重点等〕</p> <p>違法駐車取締活動の推進</p> <p>〔事業計画の概要〕</p> <p>1 悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に対する取締りの強化<br/>交差点及びその直近、横断歩道、バス停留所等における駐車、二重駐車等交通事故又は交通渋滞の要因となる悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に対して重点的に取締りを実施する。<br/>また、駐車車両の影響により交通事故が多発する危険箇所等を指定して、人乗り駐車違反の取締りを強化する。</p> <p>2 駐車監視員の効果的な運用による確認事務の推進<br/>違法駐車の実態、地域住民等の意見・要望を踏まえた駐車監視員活動ガイドラインの見直し等を行うことで、駐車監視員の効果的な運用による確認事務を推進する。</p> <p>3 放置駐車違反に係る車両の使用者責任の追及<br/>運転者責任を追及できない場合は、車両の使用者に対して、放置違反金の納付命令を行うとともに、繰り返し放置違反金の納付命令を受けた車両の使用者に対する使用制限命令を積極的に行い、使用者責任を強力に追及する。</p> <p>4 悪質違反者に対する取締りの推進<br/>駐車禁止除外指定車標章を不正に使用するなどの悪質違反者に対する取締りを推進する。</p> |                  |         |

|                                                                                                                                                                                                                                            |                         |       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|-------|
| 章                                                                                                                                                                                                                                          | 1 道路交通の安全               | 全 機 関 |
| 節                                                                                                                                                                                                                                          | 3 道路交通環境の整備             |       |
| 項目                                                                                                                                                                                                                                         | (10) 総合的な駐車対策の推進        |       |
| 細目                                                                                                                                                                                                                                         | ウ 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚 |       |
| 〔方針・重点等〕                                                                                                                                                                                                                                   |                         |       |
| 1 恒常的な広報啓発活動の推進                                                                                                                                                                                                                            |                         |       |
| 2 企業・事業所及び自治会等における自主活動の促進など地域ぐるみの駐車対策の推進                                                                                                                                                                                                   |                         |       |
| 3 自治体による各種行政施策の推進                                                                                                                                                                                                                          |                         |       |
| 〔事業計画の概要〕                                                                                                                                                                                                                                  |                         |       |
| 1 関係機関・団体等との連携による駐車マナー高揚キャンペーンの展開<br>各種広報媒体の活用及び報道機関との連携に努めるとともに、めいわく駐車追放府民運動や「めいわく駐車追放デー及びノーマイカーデー」を中心に、住民主導による自主・合同パトロール、街頭キャンペーン等を年間を通じ展開する。<br>・めいわく駐車追放府民運動を年間を通じて実施<br>・めいわく駐車追放デー及びノーマイカーデー 毎月20日<br>※ただし日曜日及び祝日の場合は翌平日（平日には土曜日を含む） |                         |       |
| (1) 広報活動の展開                                                                                                                                                                                                                                |                         |       |
| ア リーフレット・ステッカー等の作成                                                                                                                                                                                                                         |                         |       |
| イ ポスター、懸垂幕、横断幕の掲出                                                                                                                                                                                                                          |                         |       |
| ウ 広報紙（誌）等の活用                                                                                                                                                                                                                               |                         |       |
| エ 公共交通機関利用への転換・促進のため、交通系ICカードの全国相互利用サービス対象エリアで利用できるポストペイ型ICカードPiTaPa（ピタパ）及びプリペイド型ICカードICOCA（イコカ）など                                                                                                                                         |                         |       |
| オ 各季の交通安全運動や、環境月間、道路ふれあい月間等の各種行事等で市民啓発を実施                                                                                                                                                                                                  |                         |       |
| (2) 「大阪市迷惑駐車の防止に関する条例」に基づき、ホームページにおける駐車場情報（自動二輪車を含む）の提供を実施する。（大阪市）                                                                                                                                                                         |                         |       |
| (3) 平成9年4月に施行した「堺市違法駐車等の防止に関する条例」に基づき、市民のめいわく駐車追放気運の醸成及び駐車モラルの向上を図るとともに、重点地域における違法駐車等防止活動を実施する。（堺市）                                                                                                                                        |                         |       |
| 2 地域ぐるみの駐車対策の推進<br>地域の実情に即した駐車対策を推進するため、地域交通安全活動推進委員協議会等と連携し、街頭キャンペーン等の啓発活動を実施する。                                                                                                                                                          |                         |       |

### 3 企業・事業所における自主活動の促進

マイカー通勤や業務用車両持ち帰りの自粛等、企業・事業所ぐるみによる自主的な取組を働きかける。

(1) ロータリークラブ傘下の事業所に対する働きかけ

(2) 来客用駐車スペースの確保、マイカー通勤・業務用車両の持ち帰りの自粛等の個別指導

### 4 地域における自主活動の促進

地域における自治会等が一体となって取り組めるよう、その組織基盤づくり（めいわく駐車追放モデル地区、めいわく駐車追放推進員の活用）に努めるとともに、組織を中心とした自主・合同パトロール等を積極的に展開するよう働きかける。

### 5 緊急自動車等の通行確保のための取締りの強化と啓発活動の実施

消防・防災活動などの緊急自動車等の通行に支障を及ぼしている駐車違反に対しては、警察の取締りの強化と関係機関及び地元自治会等が一体となった強力な啓発活動を実施する。

### 6 自治体等による駐車場整備等の各種行政施策の推進

(1) 違法駐車防止条例、駐車場附置義務条例の制定促進

(2) 駐車場案内の充実及び駐車場有効利用方策の推（促）進

(3) 駐車場の整備拡充の促進

### 7 違法駐車防止条例の制定市町における行政施策の促進と積極的な支援

既に条例を制定している自治体と相互に連携し、違法駐車の実態調査と平行して条例で指定する重点地域内におけるキャンペーン活動等について積極的に支援する。

|    |                        |                                        |
|----|------------------------|----------------------------------------|
| 章  | 1 道路交通の安全              | 近畿地方整備局<br>大阪府警察本部<br>大 阪 府<br>大阪市・堺 市 |
| 節  | 3 道路交通環境の整備            |                                        |
| 項目 | (10) 総合的な駐車対策の推進       |                                        |
| 細目 | エ ハード、ソフト一体となった駐車対策の推進 |                                        |

〔方針・重点等〕

違法駐車によって著しく安全で円滑な道路交通が阻害されている都市内の道路において、交通安全施設としての駐車場、路上駐車施設、駐車場案内システムや駐停車禁止区域の明示、きめ細かな駐車規制の実施、違法駐車取締り、積極的な広報・啓発活動等ハード・ソフト一体となった駐車対策を推進する。

〔事業計画の概要〕

1 きめ細かな駐車規制を行う。

2 違法駐車取締りを行う。

3 駐車場の利用促進のためのPR（案内板の設置等）を行う。

4 駐停車禁止区域の明確化を行う。

5 「大阪市駐車基本計画」に基づき、駐車場整備地区内において公共・民間によりこれまでに目標台数7,000台を超える一時預かり駐車場を整備した。  
一方、「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」及び「大阪市共同住宅の駐車施設に関する指導要綱」により、引き続き指導等を実施するとともに、民間駐車場に対して自動二輪車の受入れを働きかけていく。（大阪市）

6 駐車場整備地区内において、駐車場を取り巻く社会情勢の動向を注視しつつ、公共交通の利用促進を図りながら、引き続き「堺市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」により指導等を実施する。  
また、駐車場法に基づく路外駐車場の届出においても、道路交通の円滑化を図るよう引き続き指導等を実施する。（堺市）

|    |                |                                                                              |
|----|----------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 章  | 1 道路交通の安全      | 近畿総合通信局<br>近畿地方整備局<br>大阪府警察本部<br>大 阪 府<br>大阪市・堺 市<br>西日本高速道路(株)<br>阪神高速道路(株) |
| 節  | 3 道路交通環境の整備    |                                                                              |
| 項目 | (11) 道路交通情報の充実 |                                                                              |

〔方針・重点等〕

道路利用者に対して正確できめ細かな道路交通情報を分かりやすく提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、道路情報提供装置等の整備による情報収集・提供体制の充実を図る。

〔事業計画の概要〕

1 情報収集・提供体制の充実

(1) 交通管制システム及び交通情報収集・提供装置の整備・充実

交通需要の増加等に伴い、交通事故が多発し又は旅行速度が低下している都市内を中心に、交通管制センターの高度化、交通管制エリアの拡大を行うなど、交通管制システムの充実・改良を図り、交通の安全と円滑化を推進する。

(2) 交通情報収集・提供装置の拡充・整備

道路交通情報の充実を図るため、道路パトロールの強化、交通監視カメラ（ITV）、車両感知器等の整備・充実を促進し、道路交通状況の把握に努める。

(3) 道路交通情報提供の充実

ア 交通管制室を中心とする情報提供活動の充実を図るとともに、道路情報板、図形情報板、所要時間表示板、道路情報ラジオ等を活用し、道路利用者に対する広範、迅速かつ的確な道路情報の提供を図る。

イ 道路交通情報板等のLED化を推進する。

ウ 路車間通信情報システム等の新たなメディアによる情報提供システムの実用化を促進する。

エ 中波カーラジオを活用した道路交通情報を提供する路側通信システムの適切な運用を推進する。

(4) イベントに伴う臨時の放送局の開設

イベント会場周辺の交通安全確保等の有効な情報提供手段として、会場における臨時の放送局の開設を推進する。

(5) コミュニティ放送局の普及促進

「コミュニティ放送局」は、市町村の一部地域を対象に放送を行うFM放送で、当該地域に密着したきめ細やかな道路交通情報や商店街等の駐車場情報をリアルタイムで提供できるため、円滑な交通の確保に寄与している。

大阪府内では、令和7年4月1日までに8局が開局し、今後も周波数事情が許す限りの普及を図る。

2 ITSを活用した道路交通情報の高度化

(1) 交通の分散による交通渋滞の解消、交通の安全と円滑化を図るため、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するVICSやETC2.0等の整備・拡充を推進する。道路交通情報の充実を図るため、道路パトロールの強化、交通監視カメラ（ITV）、車両感知器等の整備・充実を促進し、道路交通状況の把握に努める。

(2) 道路交通情報通信システム（VICS）の整備

安全で円滑な道路交通を確保するため、渋滞情報、所要時間情報、規制情報等の道路交通情報をリアルタイムに直接車載機へ提供するVICSの拡充を推進する。

3 分かりやすい道路交通環境の確保

分かりやすく使いやすい道路交通環境を整備し、安全で円滑な交通の確保を図るため、交通監視カメラ、各種車両感知器等の整備、道路・交通等に関する情報（異常気象に関する情報や都市間のルート選択に資する情報を含む。）を迅速かつ的確に提供する道路交通情報提供装置、交通情報板等の整備、時間別・車種別等の交通規制の実効を図るための視認性・耐久性に優れた大型固定標識の整備及び利用者のニーズに即した分かりやすい案内標識等の整備を推進する。

|    |                         |                                                                             |
|----|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 章  | 1 道路交通の安全               | 近畿地方整備局<br>大阪府教育庁<br>大阪府警察本部<br>大 阪 府<br>大阪市・堺 市<br>西日本高速道路(株)<br>阪神高速道路(株) |
| 節  | 3 道路交通環境の整備             |                                                                             |
| 項目 | (12) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 |                                                                             |

〔方針・重点等〕

- 1 道路使用の許可に当たっては、道路環境、交通量、交通規制等の諸条件を総合的に勘案し、道路における危険の防止及び交通の安全と円滑の確保に加え、許可申請に関する行為の公益性にも十分配慮した適正な運用に努める。
- 2 幼児等の路上遊戯を抑制するため道路外に子供の遊び場等を確保する。
- 3 道路の保全と交通の安全を確保するため、道路の損壊箇所の早期発見、迅速な対応に努めるとともに、異常気象時等の緊急時には、パトロール等の警戒を強化する。
- 4 異常気象等道路交通に危険が生じた場合は、迅速かつ的確に交通規制を実施する。また、道路工事による規制については、事前広報、工事の集約化、交通管理等の徹底を図り、規制回数の減少に努める。

〔事業計画の概要〕

- 1 道路使用及び占用の適正化等
  - (1) 地域活性化等を目的とするイベント等に係る道路使用の許可に当たっては、許可申請に係る行為の公益性、交通への影響、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を総合的に判断し、より弾力的な運用を図るとともに、工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行い、許可条件の順守、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。
  - (2) 道路構造の保全及び安全かつ円滑な道路交通を確保するため、工作物の設置、道路工事等のための道路使用許可及び占用許可については、慎重な審査と適正な許可条件の付与に努める。また、各種交通安全運動の機会を通じて、不法占用の防止、空き缶投げ捨て防止等の広報啓発活動、排除運動を推進する。
  - (3) 道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整する。
- 2 子供の遊び場等の確保
 

校庭等開放の促進 (大阪府教育庁・大阪市教育局・堺市教育局)

ア 府教育庁関係(令和6年度)

|                            |                   |
|----------------------------|-------------------|
| ・府立高等学校等(校庭)               | 160校(内、支援学校12校)   |
| ・                    (体育館) | 18校(内、6校は夜間開放も実施) |

イ 大阪市関係(令和6年度)

|         |      |
|---------|------|
| ・小学校    | 283校 |
| ・中学校    | 130校 |
| ・義務教育学校 | 1校   |

ウ 堺市関係（令和6年度）

- ・ 小学校（運動場・体育館、会議室等） 92校
- ・ 中学校（運動場・体育館） 43校

2 車両制限令等違反車両の通行防止

道路の構造を保全し、また、交通の安全を確保するために、車両制限令等違反車両取締隊と関係機関による合同取締りを実施し、違反車両の通行の防止に努める。

3 道路法に基づく通行の禁止又は制限等

- (1) 異常気象等道路交通に危険が生じた場合は、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を実施するとともに、その対策に必要な要員、資機材等をあらかじめ整備し、安全の確保に努める。
- (2) 交通規制を伴う工事を実施する場合は、通行車両の安全対策に十分留意するとともに、工事の集約化、事前広報の強化、工事実施時の交通管制要領の強化等を行い、規制回数の減少に努める。
- (3) 車両制限令等法令違反車両の通行を防止するため、警察との合同の取締りを実施する。

|    |                      |       |
|----|----------------------|-------|
| 章  | 1 道路交通の安全            | 近畿運輸局 |
| 節  | 4 車両の安全性の確保          |       |
| 項目 | (1) 自動運転車の安全対策・活用の促進 |       |

〔方針・重点等〕

交通事故の多くが運転者のミスに起因しているため、自動運転の実用化は交通安全の飛躍的向上に資する可能性があることから、自動運転車の安全対策及び活用を推進する。

〔事業計画の概要〕

1 自動運転車に対する過信・誤解の防止に向けた取組の推進

ユーザーが過信・誤解することなく自動運転車を使用できるよう、自動運転機能が適切に作動するのは走行環境条件内に限られること等について、ユーザーへの周知の方法の検討を開始する。

2 自動運転車に係る電子的な検査の導入や審査・許可制度の的確な運用

令和6年10月より導入された「OBD検査（自動車に搭載された電子装置の故障や不具合の有無に関する検査）」について、適確に運用できる環境整備を進める。

3 自動運転車の事故に関する原因究明及び再発防止に向けた取組の推進

自動運転車の事故の原因を究明するための見聞に参加し、自動運転車の事故調査に資する知見の収集を行う。

|    |                     |       |
|----|---------------------|-------|
| 章  | 1 道路交通の安全           | 近畿運輸局 |
| 節  | 4 車両の安全性の確保         |       |
| 項目 | (2) 自動車アセスメント情報の提供等 |       |

〔方針・重点等〕

自動車アセスメント、チャイルドシートアセスメントにおいて、自動車ユーザーに自動車及びチャイルドシートの安全性能に関する比較情報を定期的に提供することにより、ユーザーが安全な製品選びをしやすい環境を整備するとともに、自動車メーカー等のより安全な製品開発を促進する。特に平成26年度より開始した衝突被害軽減ブレーキ等の予防安全性能アセスメントについては、令和4年度に衝突被害軽減ブレーキの対自転車性能の評価を、令和6年度に交差点での対車両・対歩行者性能の評価を新たに加えるなどしており、より一層の充実を図る。

〔事業計画の概要〕

アセスメント事業の推進

自動車の安全装置の正しい使用方法、装備状況等の一般情報とともに、自動車の車種ごとの安全性に関する比較情報を公正中立な立場で取りまとめ、これを自動車使用者に定期的に提供する「自動車アセスメント事業」を独立行政法人自動車事故対策機構と共に推進し、ユーザーが安全な製品や最適な自動車選びをしやすい環境を整備する。また、衝突被害軽減ブレーキの評価項目に対自転車性能及び交差点での対車両・対歩行者性能を追加するとともに、衝突安全性能評価と予防安全性能評価等を統合し、車両全体としての安全性を評価する総合評価方式による公表を開始し、ユーザーが真に安全な自動車をより選択しやすいよう情報発信を行う。さらに、自動車アセスメント事業における情報発信及び先進技術に対する過信・誤解を防止するための情報の公表により、ASV技術等の自動車の安全に関する先進技術の国民の理解促進を図る。

|    |                     |       |
|----|---------------------|-------|
| 章  | 1 道路交通の安全           | 近畿運輸局 |
| 節  | 4 車両の安全性の確保         |       |
| 項目 | (3) 自動車の検査及び点検整備の充実 |       |

〔方針・重点等〕

1 自動車の検査及び整備の充実を図る。

2 自動車点検整備の推進

〔事業計画の概要〕

1 自動車の検査の充実

道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせた検査体制の整備及び検査後の不正な改造を排除するため、独立行政法人自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会と連携し、自動車検査の高度化をはじめとした質の向上を推進することにより、自動車検査の確実な実施を図るとともに、令和6年10月に導入された「QBD検査」の適確な運用にあたり、運用状況の確認とともに課題の収集及び対応の検討等を行う。

2 自動車点検整備の充実

自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図るため、9月の全国統一強化月間に加え、10月を近畿地方独自の強化月間として「自動車点検整備推進運動」によるキャンペーン等の活動を行い、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に推進する。  
また、事業用自動車の安全確保のため、自動車運送事業者への監査、整備管理者研修等のあらゆる機会を捉え、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進する。  
さらに、大型車の車輪脱落事故やバスの車両火災事故、車体腐食による事故等の車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図る。特に大型車の車輪脱落事故については、令和4年12月に「大型車の車輪脱落防止対策に係る調査・分析検討会」が策定した「中間取りまとめ」に基づき、車輪脱落事故防止対策を押し進める。

3 不正改造車の排除

道路交通に危険を及ぼし、環境悪化の原因となるなど社会的問題となっている不正改造車を排除するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開し、自動車使用者及び自動車関係事業者等の不正改造防止に係る認識の更なる高揚を図るとともに、街頭検査の重点的实施等により、不正改造車の排除を徹底する。  
また、不正改造を行った自動車特定整備事業者に対する立入検査の実施等を厳正に行う。

#### 4 自動車の新技術への対応等整備技術の向上

自動車新技術の採用・普及、ユーザーニーズの多様化に伴い、自動車を適切に保守管理するためには、これらの変化に対応して、自動車整備事業者が整備技術を高度化する必要がある。このような状況を踏まえ、令和2年4月に施行された特定整備制度について、自動車運行装置を含む電子制御装置の整備に必要な認証の早期取得を周知し、電子制御装置整備における整備主任者等の講習を推進するとともに、自動車特定整備事業者の整備技術の高度化等への支援を行う。

|    |                  |       |
|----|------------------|-------|
| 章  | 1 道路交通の安全        | 近畿運輸局 |
| 節  | 4 車両の安全性の確保      |       |
| 項目 | (4) リコール制度の充実・強化 |       |

〔方針・重点等〕

自動車製作者の垣根を越えた装置の共通化・モジュール化が進む中、複数の自動車製作者による大規模なリコールが行われていることから、自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車製作者や装置製作者等及びユーザーからの情報収集を推進する。

〔事業計画の概要〕

自動車ユーザーの目線に立ったリコールの実施のために24時間受付システム及びインターネット受付専用サイト等を活用し、自動車不具合情報の収集・分析体制の強化を活かし、リコール対象車両の早期発見に努める等、リコール制度の充実を図る。

また、ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供の充実を図る。

|    |                |                                       |
|----|----------------|---------------------------------------|
| 章  | 1 道路交通の安全      | 大阪府教育庁<br>大阪府警察本部<br>大 阪 府<br>大阪市・堺 市 |
| 節  | 4 車両の安全性の確保    |                                       |
| 項目 | (5) 自転車の安全性の確保 |                                       |

〔方針・重点等〕

自転車利用者に対し、自転車の正しい乗り方、反射材の普及・活用の促進、乗車用ヘルメットの着用促進及び自転車の点検整備等について、交通安全教育、街頭キャンペーン、街頭指導等により指導の強化を図る。

平成28年4月施行した「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、同年7月から実施された「自転車損害賠償保険等（以下「自転車保険等」という。）の加入義務化」を受けて、府内の自転車利用者に対し、自転車保険等への加入義務化についての周知・啓発を行い、自転車保険等への加入促進を図る。

また、損保会社等と事業連携協定を締結し、自転車条例の周知や自転車保険等への加入促進、交通安全教育など、自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者保護を図る。

〔事業計画の概要〕

1 定期的な点検整備等の促進

自転車安全整備店における定期的な自転車の点検整備及び自転車事故を補償する保険の加入勧奨について、自転車教室等の機会や各種広報媒体を活用して指導啓発に努める。

2 自転車利用者に対する交通安全指導

関係機関・団体と連携し、交通安全教育、街頭指導等の実施により、自転車の正しい乗り方、反射材の普及・活用の促進、乗車用ヘルメットの着用促進及び整備不良自転車の排除等、安全な利用について指導する。

3 自転車保険等への加入促進

自転車保険等への加入義務化について府民に周知するため、リーフレットやポスターによる広報のほか、ホームページや広報誌等を活用した広報、イベント等を通じた啓発などを行い、自転車保険等への加入促進を図る。

|    |                 |         |
|----|-----------------|---------|
| 章  | 1 道路交通の安全       | 大阪府警察本部 |
| 節  | 5 道路交通秩序の維持     |         |
| 項目 | (1) 交通指導取締りの強化等 |         |

〔方針・重点等〕

1

交通事故に直結する悪質・危険性の高い違反及び府民から取締要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。

2

二輪車に対する交通指導取締りを推進する。

3

妨害運転等に対する厳正な指導取締りを推進する。

4

通学路における効果的な交通指導取締りを推進する。

5

自転車、特定小型原動機付自転車等の安全利用に向けた交通指導取締りを推進する。

〔事業計画の概要〕

1

悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りの推進

飲酒運転、無免許運転、著しい速度超過及び交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反に加え、府民から取締要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。

また、飲酒運転及び無免許運転については、立件を見据えた周辺者に対する捜査を徹底するなど、取締りを一層強化する。

2

二輪車に対する交通指導取締りの推進

二輪車による割り込み等違反、路側帯通行違反、右側通行等の交通違反について、二輪車関連による交通事故が多発している路線を中心に警察署と本部が連携した交通指導取締りを推進する。

3

妨害運転等に対する厳正な指導取締りの推進

他の車両等の通行を妨害する目的で行われる悪質・危険な運転については、積極的に妨害運転罪を適用し、捜査を推進する。

また、妨害運転等の悪質・危険な運転を未然に防止するため、車間距離不保持、進路変更禁止等の交通指導取締りを推進する。

4

通学路における効果的な交通指導取締りの推進

交通事故の発生状況、交通違反の態様、学校や地元住民からの取締要望を踏まえ、通学時間帯において、可搬式速度違反自動取締装置を活用した速度取締りを実施するとともに通行禁止違反を始めとする、幼児、児童等の安全を脅かす交通違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。

また、学校関係者等と合同の街頭活動など地域住民に安心感を与える活動も併せて推進する。

- 5 自転車、特定小型原動機付自転車等の安全利用に向けた交通指導取締りの推進  
自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止及び歩道通行者に危険を及ぼす違反等に対して積極的に指導警告を行うとともに、歩行者や通行車両に具体的危険を生じさせたり、現場における指導警告に従わないなど悪質・危険な違反については積極的に検挙措置を講ずる。
- また、特定小型原動機付自転車等の交通違反を現認した場合についても、積極的な交通指導取締りを推進していく。

|    |                              |         |
|----|------------------------------|---------|
| 章  | 1 道路交通の安全                    | 大阪府警察本部 |
| 節  | 5 道路交通秩序の維持                  |         |
| 項目 | (2) 交通事故事件に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進 |         |

〔方針・重点等〕

- 1 悪質・危険運転者対策を推進する。
- 2 交通特殊事件の捜査を徹底する。
- 3 交通事故事件捜査体制を強化する。

〔事業計画の概要〕

- 1 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進  
適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するため、捜査幹部による的確な捜査指揮を推進するとともに、3Dレーザースキャナ（※1）やEDRデータ読み出し装置（※2）などの事故解析装置の活用による客観的資料の証拠化に努める。
- 2 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底  
交通事故事件等の捜査においては、飲酒運転やあおり運転等、一般のドライバーに危険を生じさせる運転等に対しては、初動捜査の段階から危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底を図る。
- 3 迅速的確な初動捜査と科学的捜査の推進  
初動捜査段階において、早期に防犯カメラ、ドライブレコーダーの映像資料等を収集するとともに、各種交通鑑識資機材を活用した現場見分、ひき逃げ事件捜査におけるFシステム（※3）及び自動車塗膜破片分析装置等の各種捜査支援システムを駆使した被疑車両の特定等、客観的証拠に基づいた科学的な事件捜査を推進する。
- 4 交通特殊事件捜査の推進  
道路交通に潜在する無許可運送などの白タク・白バス・白トラ事件、自動車整備事業者による不正車検事件、交通事故に絡む保険金詐欺事件、運転免許証偽造・不正取得事件等、悪質巧妙な交通特殊事件に対する捜査を推進する。
- 5 捜査員個々の能力の向上  
交通事故事件及び交通特殊事件の捜査を効率的かつ効果的に推進するため、捜査員個々の捜査能力及び鑑識技能の強化を図る。

※1 3Dレーザースキャナ  
人体に影響の無いレーザー光により測量を行う測量機器である。道路形状や痕跡等を測量・撮影したデータを基に専用の機器を用いて図面が作成できるほか、コンピュータビジョン理論と融合した仮想空間での現場再現が可能となる。

※2 EDRデータ読み出し装置

EDR（イベントデータレコーダー）は、飛行機のフライトレコーダーに相当する車載記録装置である。交通事故によりエアバッグ等が作動した際、衝突の前後数秒間の車両の挙動や速度が自動的に記録されることから、分析することにより交通事故の原因究明に極めて有効である。

※3 Fシステム

Fシステムとは、夜間に多発するひき逃げ事件に対応すべく、前照灯やテールランプの点灯特徴などから車種を特定できるよう構築したシステムである。

|    |               |                                       |
|----|---------------|---------------------------------------|
| 章  | 1 道路交通の安全     | 大阪府教育庁<br>大阪府警察本部<br>大 阪 府<br>大阪市・堺 市 |
| 節  | 5 道路交通秩序の維持   |                                       |
| 項目 | (3) 暴走族等対策の推進 |                                       |

〔方針・重点等〕  
暴走族に対する総合対策の推進

〔事業計画の概要〕

1 暴走族及び違法行為を敢行する旧車会員の取締強化

(1) 計画的、集中的な暴走族等取締りの実施

(2) 共同危険行為等禁止違反等あらゆる法令を適用した事件捜査の徹底

(3) 不正改造車両に対する取締りの実施

(4) 旧車会員に対する騒音関係違反等取締りの実施

(5) 暴走行為に対する迅速かつ厳正な行政処分の実施

2 情報収集活動及び個別指導の強化

(1) 暴走族に関する情報収集活動の実施

(2) 暴走族構成員に対する指導活動の実施

3 暴走族根絶のための各種対策の推進

(1) 暴走族問題大阪府民会議を中心とした関係機関・団体、家庭、学校、職場、地域等が一体となった諸対策の推進

(2) 自治体、交通安全協会等の関係機関・団体と連携した暴走族追放に向けた広報啓発活動の推進

(3) 高等学校等における「暴走族加入阻止教室」の開催等暴走族への加入阻止活動、暴走族からの離脱及び立ち直り支援活動の推進

(4) 保護者、教育関係者等との暴走族問題に関する連絡会の開催等加入阻止活動及び再犯防止活動の推進

(5) 道路管理者及びコンビニエンスストアやガソリンスタンド等の施設管理者等と連携した暴走及びい集させない道路・交通環境整備の推進

|    |                |                                                         |
|----|----------------|---------------------------------------------------------|
| 章  | 1 道路交通の安全      | 大 阪 府<br>大阪市・堺 市<br>大阪府下消防長会<br>西日本高速道路(株)<br>阪神高速道路(株) |
| 節  | 6 救助・救急活動の充実   |                                                         |
| 項目 | (1) 救助・救急体制の整備 |                                                         |

〔方針・重点等〕

市町村における救助・救急体制をさらに整備・拡充する。

〔事業計画の概要〕

1 救助体制の整備・拡充

市町村消防機関等における救助体制の整備・拡充、関係機関相互の連携の強化等、救助業務の円滑な運用を図る。

2 多数傷病者発生時における救助・救急体制の充実

大規模道路交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、関係機関相互の連絡体制の整備を図るとともに救護訓練を実施する。

3 自動体外式除細動器の使用と応急手当普及啓発活動の推進

傷病者の救命効果の向上を図るため、自動体外式除細動器（AED）の使用方法を含めた応急手当の知識・技術の普及を図る。

4 救急救命士の養成・配置等の促進

重度傷病者の救命効果の向上を図るため、救急救命士を計画的に養成・配置するとともに、「気管挿管」「薬剤投与」「心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液」「血糖測定ならびに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与」が実施できる救急救命士を養成し、さらなる救急業務の高度化を図る。  
また、医師の指示又は指導・助言のもとに救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図る。

5 救助・救急資機材等の整備の推進

市町村における救助工作車、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等救助・救急資機材等の整備を推進し、効率的な救助・救急活動の実施を図る。

6 消防ヘリコプターによる救助・救急業務の推進

消防ヘリコプターによる救助・救急業務の積極的推進を図る。

7 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

複雑多様化する救助・救急事案に対応できるよう、救助隊員及び救急隊員の養成と知識・技能の向上を図るため、大阪府立消防学校、大阪市消防局高度専門教育訓練センター及び堺市総合防災センターにおける教育訓練並びに消防機関における職場教育を積極的に推進する。

|    |               |       |
|----|---------------|-------|
| 章  | 1 道路交通安全      | 大 阪 府 |
| 節  | 6 救助・救急活動の充実  |       |
| 項目 | (2) 救急医療体制の整備 |       |

〔方針・重点等〕

1 事故に遭った救急傷病者の受入医療機関として、救急病院等の確保に努める。

2 重篤な救急傷病者に対する高度な診療機能を有する救命救急センターの機能充実や相互連携及び既存の医療機関のレベルアップによる三次救急医療体制の充実等に努める。

3 大阪府救急医療情報センターにおいて、救急医療に必要な診療応需情報の収集と提供を的確に行う救急医療情報システムの充実に努める。

〔事業計画の概要〕

1 救急医療体制の確保・充実

各医療機関の診療応需情報を的確に収集し、消防機関や府民へ提供する救急医療情報システムの充実を図るとともに、初期から三次の各救急医療機関の診療機能を向上するため医療機器の整備等に助成する。

2 救急医療情報センターの運営等

府内の救急病院を中心とした医療機関と市町村消防機関をオンラインで接続し、診療応需情報等を共有することにより、迅速かつ適切な救急搬送の実施を図る。  
24時間常時接続のタブレット端末を導入し、入力の簡素化を図るとともに、診療応需情報を携帯電話（スマートフォン）にも表示することで救急隊が現場で確認可能になるよう機器を更新したが、引き続き、一層の迅速かつ適切な救急搬送の実施に向けた見直しを検討していく。

3 応急手当の推進

公共施設や民間施設等の多くにAEDが設置されるようになったが、府民がその設置場所を知ることは容易ではないため、インターネット等を用いた情報提供等を行い、地域住民等による応急手当の推進を図る。

|    |                     |       |
|----|---------------------|-------|
| 章  | 1 道路交通の安全           | 大 阪 府 |
| 節  | 6 救助・救急活動の充実        |       |
| 項目 | (3) 救急関係機関の協力関係の確保等 |       |

〔方針・重点等〕

より迅速かつ適切な傷病者の救急搬送受入体制を確保するため、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進する。

〔事業計画の概要〕

より迅速かつ適切な傷病者の搬送及び受入れを実現するため、引き続き二次医療圏単位で、救急医療機関、消防機関、行政等による検討を行い、消防法に基づき策定した傷病者の搬送及び受入れの実施基準の適切な運用・検証を進める。

|    |                     |       |
|----|---------------------|-------|
| 章  | 1 道路交通の安全           | 近畿運輸局 |
| 節  | 7 被害者支援の充実と推進       |       |
| 項目 | (1) 自動車損害賠償保障制度の充実等 |       |

〔方針・重点等〕

車検制度を通じてのチェックを行うことが出来ない軽二輪自動車（総排気量126～250CC以下のもの。以下「二輪バイク」という。）及び原動機付自転車（総排気量125CC以下のもの。以下「原付バイク」という。）を含むすべての自動車の保有者に自動車損害賠償責任保険（共済）への加入を促進する。

また、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号。以下「自賠法」という。）に基づき、国による死亡等重要事案に関する支払審査のほか、保険会社等の情報提供措置及び支払基準に基づいた適正な保険金支払いの着実な実施について、被害者保護の充実が図られるよう、引き続き保険金支払いの適正化を図る。

さらに、自賠責保険による救済を受けられないひき逃げや無保険（無共済）車両による事故の被害者に対する救済制度である、政府の自動車損害賠償保障事業についても、引き続きその充実を図る。

〔事業計画の概要〕

1 加入促進

(1) 自賠責保険の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることを、広報活動等を通じて広く周知するとともに、保険会社に対しては、保険期間満了前の通知を徹底するよう指導する。

(2) 市町村窓口における原付バイクの届出受理に際しての加入促進を市町村の協力を得て積極的に行う。  
また、軽自動車協会、自動車整備振興会を通じて、車両の販売・整備の際における加入指導を依頼する。

2 無保険（無共済）の二輪バイク及び原付バイクの監視活動等

無保険（無共済）バイクの監視活動を拡充するとともに、運行中の無保険（無共済）バイクに対する街頭指導取締りの強化等を行い、無保険（無共済）車両の運行の防止を徹底する。

3 自動車事故による被害者救済

自動車事故による被害者救済については、その必要性が一層増しているところであり、自賠法による自動車事故対策計画に基づき、被害者救済対策事業として被害者保護の増進に資する事業に対する支援等を引き続き行うとともに、自動車事故による重度後遺障がい者数が依然として高い水準にあることを踏まえ、重度後遺障がい者に対する救済対策の充実を図る。

|                                                                                                 |                     |       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|-------|
| 章                                                                                               | 1 道路交通の安全           | 大 阪 府 |
| 節                                                                                               | 7 被害者支援の充実と推進       |       |
| 項目                                                                                              | (2) 損害賠償の請求についての援助等 |       |
| <p>〔方針・重点等〕</p> <p>交通事故相談を実施している一部市町村や民間団体についてホームページに掲載し周知を行うことで、交通事故当事者に対し、広く相談の機会を情報提供する。</p> |                     |       |

|    |                      |                        |
|----|----------------------|------------------------|
| 章  | 1 道路交通の安全            | 近畿運輸局<br>大阪府警察本部<br>堺市 |
| 節  | 7 被害者支援の充実と推進        |                        |
| 項目 | (3) 交通事故被害者等支援の充実・強化 |                        |

〔方針・重点等〕

1 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

(1) 生活資金等の貸付を行う。

(2) 交通遺児、遺族等に対する援助を行う。

2 交通事故被害者等の心情に配慮した組織的な被害者支援活動の推進

死亡事故、ひき逃げ事件等の被害者及びその遺族に対して、捜査状況等の連絡を行うほか、被害者等から事故の概要等について問い合わせがあった場合に適切に対応するなど、被害者等の心情に配慮した被害者連絡の実施等に努める。

〔事業計画の概要〕

1 生活資金の貸付等（近畿運輸局）

独立行政法人自動車事故対策機構において、交通遺児等に対する生活資金貸付、重度後遺障がい者に対する介護料の支給、重度後遺障がい者の治療・看護を専門に行う療護施設の運営等を行うとともに、介護料の支給を受けている在宅の重度後遺障がい者を訪問し介護に関する相談対応や各種情報の提供等による精神的な支援の充実を図る。

2 交通遺児手当の支給（堺市）

堺市交通遺児手当基金条例、堺市交通遺児手当支給要綱に基づき、堺市に住民票があり、交通事故により父母等を亡くした児童を養育し、養育する児童の年齢が18歳未満の者及び18歳に達した日からその日以後における最初の3月31日までの者に、児童一人当たり月額8,000円を支給する。

|   |           |       |
|---|-----------|-------|
| 章 | 1 道路交通の安全 | 全 機 関 |
| 節 | 8 調査研究の充実 |       |

〔方針・重点等〕

- 交通安全対策、駐車対策等の効果的な推進に資するため、交通実態の多角的な調査を実施するとともに、その有効活用を図る。  
また、交通安全に関する研究開発を推進する大学及び民間研究機関との連携を密にし、研究開発の成果を交通安全施策に反映させるよう努める。
- 最近の交通事故発生状況に対応した交通安全施策を実施するため、交通事故統計の充実を図るとともに、データの有機的結合やデータ解析等統計分析の高度化を図る。  
また、科学的アプローチによる交通事故の総合的調査研究を推進する。
- 家庭・地域における交通安全教育、各学校での交通安全指導及び市町村における交通安全対策業務推進体制と活動のあり方等について各分野の専門家との連携・協力のもとに調査研究し、新たな手法による交通安全教育活動を展開し、交通安全思想の普及の徹底を図る。
- 交通事故の発生要因が複雑化、多様化していること、高齢者人口・高齢運転者の増加、ＩＴの発展、道路交通事故の推移、道路交通安全対策の今後の方向を考慮して、人・道路・車両それぞれの分野における研究開発を計画的に推進する。そのために、以下の事項について研究開発を行う。
  - ①ITS（高度道路交通システム）に関する研究開発の推進
  - ②高齢者の交通事故防止に関する研究の推進
  - ③車両の安全に関する研究の推進

